

第五十五回 参議院大蔵委員会會議録第三号

(五二)

昭和四十二年三月三十日(木曜日)
午前十時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
小林 章君
徳永 正利君
西田 信一君
林屋龜次郎君
日高 広為君
木村福八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
山本伊三郎君
瓜生 清君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
國務大臣 宮澤 喜一君

政府委員

總理府總務副長 上村千一郎君
官 經濟企画庁調整局長 宮沢 鉄蔵君
經濟企画庁総合計画局長 鹿野 義夫君

大蔵政務次官 米田 正文君

大蔵大臣官房長 龜徳 正之君

大蔵省主税局長 堀崎 潤君

大蔵省関税局長 細見 卓君

事務代理 大蔵省証券局長 加治木俊道君

大蔵省銀行局長 澄田 智君

国税庁長官 泉 美之松君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

總理府統計局調査部消費統計課長 明石 頌君
厚生省公衆衛生局長 坂村 堅太君

本日の會議に付した案件

○期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) 期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、提案理由を説明いたします。

置は、それぞれ租税特別措置法及び関税暫定措置法に規定されているところでありまして、これらの措置のうち適用期限が到来するものについて、今後の存続、内容の改正等につきましては、別途これらの法律の改正案を提出して御審議を願うこととしておりますが、とりあえず、その間に期限の到来するものにつきまして、期限を延長することが適当と考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案によつて適用期限が延長されるものは、租税特別措置法及び関税暫定措置法に規定されている特別措置のうち、昭和四十二年四月三十日に期限の到来する配当所得の源泉徴収課税のほかは、同年三月三十一日までに期限の到来する特別措置でありまして、内国税においては利子所得に対する所得税の分離課税、配当所得に対する所得税の源泉徴収税率の軽減、法人税における交際費の損金不算入措置、新築住宅の保存登記に対する登録税の軽減、航空機の乗客に対する通行税の軽減等二十八項目の措置、関税においては重要機械類の免税、給食用脱脂粉乳の免税、肥料製造用揮発油にかかる関税の還付等十二項目の減免税措置のほか、米、小麦、バナナ、原油等百二十品目に対する暫定税率の適用がその内容となっております。

これらの措置について適用期限をいずれも同年五月三十一日まで延長しようとするものであります。なお、来年度新設予定の石炭対策特別会計からの交付金に移行することが予定されている電力業等が使用する重油にかかる関税の還付制度等は、今回の延長の対象から除外することとしたしております。

以上、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきましても、その提案の理由と内容の概要を申し述べましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あら

んことをお願いする次第であります。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続き補足説明を聴取いたします。堀崎主税局長。

○政府委員(堀崎潤君) ただいま提案理由の説明のありました期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきましても、内国税関係に關します提案理由の補足説明をいたしたいと存じます。

この法律案によつて適用期限が延長されます特別措置のうち、内国税に關するものは二十八項目でありまして、すべて租税特別措置法に規定されているものであります。租税特別措置法の改正法律案は、近く御提案申し上げるつもりでございますが、さしあたり、この二十八項目につきましても、五月まで期限を延長しようとするものでございます。

その内容について概略御説明申し上げますと、まず第一に、所得税におきましては、預貯金等の利子所得に対する分離課税及び税率の軽減、配当所得の源泉徴収課税、配当等にかかる配当所得の源泉徴収税率の軽減、開墾地等の農業所得の免税、重要外国技術使用料についての税率の軽減等の九項目の措置でございます。

次に、法人税におきましては、造林費の特別償却と交際費等の損金不算入の措置の二項目がござ

います。次に、所得税及び法人税に共通する措置といたしましては、海外取引等がある場合の割増し償却、新築貸家住宅の割増し償却等の五項目の措置がござ

います。次に、登録税におきましては、新築住宅の保存登記の税率の軽減、地方公共団体の新築住宅の保存登記の非課税、開拓農地等の所有権取得登記の税率の軽減、外航船舶の保存登記または抵当権取得の登記の税率の軽減等の十一項目の減免税措置が

ございます。

さらに、通行税におきましては、航空機の乗客に対する税率の軽減措置がございまして、合計二十八項目の措置がその内容となっており、これらの措置につきましては、先ほど申し上げましたように、別途、改正法律案を提出いたしまして、御審議を願うものであります。それまでの間、とりあえず、その適用期限をいずれも本年五月三十一日まで延長しようとするものであります。

以上、この法律案のうち、内国税関係につきまして補足説明をいたした次第でございまして、

○委員長(竹中恒夫君) 細見財務調査官。

○政府委員(細見卓君) ただいま上程いたされております法律の第二条で、内国税と並びまして掲げられております内税につきまして御説明申し上げます。

内税で今回延長をお願いいたしておりますのは、いずれも内税暫定措置法として、本年三月三十一日を期限といたしておるもの、とりあえずの延長をお願いいたしておるわけでありまして、この法律につきましては、いずれ別途、改正案を御審議願う予定にいたしております。このおまな内容をおし上げますと、一つは、本則のほかに掲げておきますものでありまして、小中学校その他におきます学校給食用の脱脂粉乳の免税措置、あるいは農林漁業用重油の免税措置といふように、国民一般に關係の深いものや、国産困難な重要機械類の輸入、あるいは航空機の輸入免税といったもの、あるいは農業用の農薬、と申しましたも、いもろの業でございまして、農業用に使用します粗糖の減税措置、こういった産業政策上の非常に重要なものをおまな内容としていたしております。別表として、内税暫定法の特別措置として特別の税率を暫定税率として掲げておりますもので、今回御延長をお願いいたしておりますものは百二十品目でありまして、このうちおまなものは暫定減税をいたしております米、小麦、あるいはコーヒ豆といったようなもの、それから暫定増税をいたしておりますものといひましては、バ

ナ、あるいはパイナップル、原油、重油といったようなものがございます。また、内税割当品目といたしましては、トウモロコシ、マンガン鉱といったようなものがございます。それからスライド内税と申しまして、海外からの輸入価格に應じて内税負担が変更されるようになっておりますスライド内税品目といたしまして鉛等のものがございます。いずれもおまなものを申し上げたわけでございますが、これらはいずれも産業政策、あるいは消費者保護の見地から設けられておるのでありまして、いずれも国民にとって重要なものであらうと存じております。なお、今回特に延長をお願いいたしておりますものの大きなものといひまして、石炭を消費いたします電力会社、あるいは鉄鋼会社に対して、重油内税を還付する措置があるわけでありまして、これは御案内の近く設けられます石炭特別会計のほうにおきまして、四月にさかのぼりまして、それぞれ交付金が交付されることになっておりますので、この法律におきましては、税率は暫定税率で増税、一〇%のものを一二%にお願いしているわけでありまして、還付のほうは、その特別会計の財源になりますので、還付の措置をこの延長のほうからははずささせていただきます。ほかにも、こまかい品目につきましては申し上げればいろいろございまして、とりあえず、補足説明を申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 午前の審査はこの程度にいたし、午後一時より再開いたします。それまで休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案、期限の定めのある内税に関する法律につき当該期限を変更するた

めの法律案、以上兩案を一括して議題といたします。これより兩案に対し質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中尾辰義君 大蔵大臣に總括的に二、三お伺いをします。

まず、このたびの税制調査会の答申であります。この答申によりまして、従来税負担のバランスをくずして非常に異常に資産所得の優遇措置であると言われております利子、配当の課税に対する特別措置、これに対する答申は、従来の分離課税をそれぞれ五割引き上げる、こういう案が出ておりますが、この答申は、従来、税調の答申といたしましては、ほとんどこれは税負担のバランスをくずすものではないかと、これは廃止すべきじゃないか、こういう議論がずっとあったわけですね。ところが今回わずか五割程度の引き上げで答申が出た、このことについて大蔵省のほうからかなりの圧力といひますか、そういうものが出たのじゃないか、私はこのように感ずるわけですが、ですからこの辺のいきさつにつきまして大臣の私見を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) お答えする前に、まだ私が参議院の大蔵委員会の皆様方にございさつ

の機会がございせんのでしたので、おそくなりまして、先般の内閣の組閣によりまして大蔵大臣を拝命することになりましたので、今後よろしくお願ひいたします。

いまお尋ねございましたが、別に圧力はございせん。ございせんが、これはなかなかむずかしい問題でございまして、やはりもう少しゆつくり検討をして改善案を考えたいという空気がこれはございまして、しかし、こゝまで、いままで長い間議論されておる問題でございまして、税制調査会の答申も漸進的にこれを改善するようにという答申もいたしておりましたので、今後この問題を本格的に検討するにしましても、とりあえず、何かの措置を講ずべきであるといふことで、いまわずかと申されましたが、しかし、いままで一〇%の源泉課税率といふものが、今度それに五

割増すといふことは事実上五〇%のこれは増税といふこととございまして、暫定の措置としては私は相当大きい、大幅な減税措置だったろうと思ひます。一応いまの制度の上に乗ってこの徴税を強化する、税負担を強化するといふことで、まず前進の一步を踏み出すといふことくらいはやりたといふことで、私もどもは皆で研究して、そうしてむしろ私が非常に熱心でこの案をつくつたといふようないきさつもございまして、圧力があつたとか何とかといふことはこの問題についてはほんとうに今度でございます。

○中尾辰義君 まあ、圧力ないとおっしゃいますけれども、実際問題として税調の動向としましてはこれは撤廃すべきである。しかし、いまこの撤廃論を出してみてもおそらく政府が取り上げてくれぬだろう。取り上げてくれぬといふならば、まあ取り上げられるような案を出したほうがいいのじゃないか、こういうような考えで税調のほう

がどうも軟化をした、こういうふうにも聞いておるわけですが、それが一点と、しからば、あなたがいまさういふふうに一歩前進で御了解願ひたいと、こういう答弁でございまして、いづれも、いつも言われておりますように、わが国の税制は非常に各税種の間にアンバランスが多い、これが一つと、もう一つは税負担が非常に過重である、こういう面がいつも指摘されておるわけですね。それで、この配当所得に關しまして、私が申し上げるまでもないこととありますが、数字的にはこの配当所得の課税最低限は二百二十萬圓になつておる。ところが給与所得の場合は昭和四十二年六十三萬圓で、四十二年は七十三萬九千圓ばかりに引き上げられておる、こういうことで、この数字だけ見ても相当な開きがある。

ですから、この実情は非常に急激に撤廃はできないといひまして、税制の面から見た場合に大蔵大臣はどのようにお考えになられてゐるか。しかもこの特別立法といふのは期限が切れるわけですから、期限立法なんです。期限立法のものをわざわざまた五割だけ上げて延ばす、そこら辺のこ

るをもう一べんひとつお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題はもう御承知のように、大もといわゆるシャープ税制のときから発している問題でございます。確かにそういうことにはなっておりますが、しかし、これを一挙に変えようと思はれますが、いわゆる法人税の性格とからんだ問題でございます。法人税というものが個人株主の税の先払いというように性質を持つのだということによって一応のこの構成ができておるものでございますので、これをそのままいじるといふためには、日本の法人税というもののそのものにもう一べん根本的な検討を加える必要があるというふうに思ひますので、この検討も今後の問題でございますので、それとあわせてそのときに解決したいというふうに考へております。

○中尾辰義君 それじゃ観点をかえましてひとつお伺ひしますが、この利子配当に関する課税負担の特別措置がございました。いわゆる立法の趣旨といひますか、これはどういふところにあるのですか、おおよそのところ。

○政府委員(堀崎潤君) 利子と配当に分けてまして御説明申し上げたいと思ひます。利子につきましては、源泉分離課税制度が始まりましたのは昭和二十八年でございます。当時までは、それまでは五〇%の源泉選択税率でございましたが、五〇%はきわめて高い。当時は、御案内のように、非常に日本経済がまだ戦後から立ち直つておらない状態でございます。非常に貯蓄が必要である、現在においても貯蓄が必要であるという意見はございますけれども、その当時はなお強い要求でございます。そういう点を考慮いたしまして、五〇%から源泉徴収税率を一〇%に引き下げまして、貯蓄をふやそう、預貯金、公社債その他のいわゆる確定利付債券だけにつきまして特例を設けたわけでございます。しかし、一方配当につきましては、御案内のように、ずっと総合でございます。この源泉選択制度は、御案内のように昭和四十

年分から設けられたわけでございます。この趣旨は、利子について源泉分離というきわめて低率の課税である。配当については、先ほど中尾委員御指摘のように、配当控除があるにいたしまして、総合課税である。どうも間接投資は優遇されておる。つまり預貯金の利子については源泉徴収であるが、直接投資の果実でありますものに、これは総合課税ということ、その間にアンバランスがある。よつて配当については源泉選択というより、完全に源泉分離制度ではありませんが、それに近いような制度によってバランスをはかるべきではないか。間接投資、直接投資との間の税負担のアンバランスを直し、直接投資に進むべきではないかというので設けられたのが配当の源泉選択制度でございます。同時に、今回期限切れの法案の中に繰り込んでありますように、少額配当、つまり五万円までの配当については申告の提出を要しないという特例を同時に設けて、すでに預貯金にありましますところの少額貯蓄に準ずるような特例を設けて現在に至つてゐるわけでございます。

○中尾辰義君 ですから、いま申し上げましたように、配当、資産所得に対する課税最低限と給与所得の課税最低限、五人家族、この違いがかなり開きがある。片や二百二十六万円、片や七十三万九千円、昭和四十二年度で。この問題に対して大蔵大臣は、いまだ止むべきでない、こういうことらしいのですが、方向としてはどうなんでしょうか。大蔵大臣、撤廃すべきであるが、ことしはこの程度でしんぼうしてもいいというふうな意味なのか、もうすつとこのままほおかふというふうな意味なのか、この辺のところをお聞かせ願ひたい。やるとすれば何年くらいであれば大体撤廃できるのか、こういう見通しについて伺ひたい。

○政府委員(堀崎潤君) この点につきましては、大蔵大臣からは大きな方向についての御説明がございましたが、私どももその大臣の仰せのとおり、税制調査会の中におきまして、企業税制部会におきまして法人税の根本的な検討をいたしております。

す。昨年取り上げられましたのは、確かに税の納めるべき所得税の前払いと見る、つまり、今回の課税最低限のもとでは配当所得者につまりましては、夫婦・子三人の場合に二百二十六万五千円まで税金がかからない。それはつまり三十三万九千円ばかりの自分の納めた税金を八割戻りが法人税の形で納めてあるから、自分のところでは三十三万九千円の税金は引いてあげよう、こういうことになった。これが非常に弊害に過ぎるのではないかと、いふ方々が御指摘をなさる。先ほど大臣がおっしゃいましたように、シャープ勧告は、法人税は基準なくして徴収してはならない。一つ考えられる基準といふものが、個人所得税の場合前払いと考えるべきである、個人株主が納めるべき税金と考えるべきである。したがつて、法人株主は一べん益金が取られてゐるし、いずれまた法人企業の場合やがては配当するのであるから、法人企業の株主の場合には益金不算入という制度をとつて現在までできておるわけでございますが、おっしゃる通りに、二百二十六万五千円までは非課税といふことは、どうも常識に合わないという御意見が非常に強いのでございます。しかし、大きな会社についてはそうですが、一方、中小会社については、たとえば個人経営者で会社と一体というふうな企業がたぐさあるわけでございます。これらについてはまだそのほうがいいというお説もあり、なかなか法人税の性格をどういふふうな持っていくか、議論のあるところでございます。しかしながら、外国の制度等を見ても、イギリスは、この古い法人税制的な考え方を一九六五年からやめております。したがつて、いまおっしゃつたような点を考慮しながら、ひとつ法人税について常識に合うような仕組みを考えるべきではないかといふことで、税制調査会では一応利潤税——法人税といふのは、たとえば八割戻り株式会社が自分があげた利潤のうちから納めるべき税金

金と考えられないか、株主が受ける配当所得というものはこれは別の所得であるという考え方が成り立つのではないかと、いふ方々、一つの利潤税的な思想を打ち出してありますが、いづれにいたしましても、この変革は非常な影響を来たす問題でございます。さらにまたシャープ勧告の法人税制説は世の中に受け入れられなくて、なかなか解決できなかったように、単純に利潤税を打ち出したところ、だれにも理解されない、残るのは株主に対する悪影響であるといふようなことでは済まないと思ひますので、これは相当の時間をかけて、法人税に關係をいたしますところの会社の経営者、あるいは株主、証券会社、経済界全般の認識を得ながら法人税の根本的な仕組みを検討していくべきではないか、かように考へておるのでございます。

○中尾辰義君 検討する、これが結論らしいのですが、私が申し上げたいのは、結論はまだ出ないわけですが、結論といふか、大体的に見通し、それをひとつ聞かして。

○政府委員(堀崎潤君) 先ほど申し上げましたように、利潤税といふのが一つの方向であるといふような示唆はあるわけでございますが、まだ確たる結論にはなつておりません。しかし、これはいま申し上げましたように、よほどPRをしてからしないと再び同じようなあやまちを繰り返すという意味も多分にございます。

○中尾辰義君 それでは水掛け論になりますから、先ほど私が質問したのですけれども、立法の趣旨に基づいて貯蓄を増進する、こういう意味でやつたんだ、しかば、この法律を実施して、あなたがおっしゃる効果が、具体的な効果で、あなたが先ほど貯蓄がふえたとか何とかおっしゃいましたが、その辺の効果はどの程度あつてゐるのか、そこら辺のところをお願いいたします。

○政府委員(堀崎潤君) 数字的な御質問もございまして、私からお話し申し上げますが、もう中尾委員いつも御指摘のように、租税特別措置の効果、あるいは利子配当に対する租税特別措置の効果

果をそれだけ抜き出して、こういうことをすることによって税金についてどれだけ効果が上がつたかというのを抜き出すことはなかなか容易でないと思います。衆議院でも要求され、この参議院においてもいつも御議論願っているところであり

ますが、その資料といたしましては過去の三十七年から四十一年までの預金残高の資料を出してお

預金が四十一年には二十一兆六千八百億ばかりに増強をしておりますが、これは言うまでもなく、何も税制だけのせいではございませんが、その背後にある最も大きな原因は、国民経済の大きな伸展、国民所得の増大、増加によるところが大きいのはもちろんでございます。しかし一方、この貯

蓄に對する特別措置が、長い間やつておりますだけに貯蓄者の心理に緊密に結びついておりますので、利子配當に對する特別措置が相當にいい効果を及ぼしているということは言えようかと思ひますが、しかし、その効果を抜き出して言えということとはなかなかむずかしいことだと思ひます。

○中尾辰義君　大臣はどういうお考えですか、私はあなたに聞いているが。

○國務大臣(水田三喜男君) やはりいろいろな現象が起こつておりまして、これを左右する要因というのは多種多様ですから、はたして貯蓄がふえたということが事実であつても、これがこの特例のために出ておる効果であるかということ、数字をもつて抜き出して検討するということは非

常にむずかしいと思いますが、しかしこの措置が貯蓄に非常に役立っておる。そうして貯蓄を誘引することによって経済全体に効果を及ぼしておるという政策的な意味の効果ははっきりには私は果たしておるだろうと思っております。

○中屋辰義君 貯金がふえたというのは、最近数年間、日本経済もかなり発展してきているのであって、当然国民所得がふえてきている。国民所得がふえれば預金のほうもふえるのは当然です。ですから経済効果といいますが、政策的にはあまり期待できないようなものであれば、税法の面から

ら見ても、こういううあげ方は金持ち優遇の税法だ、というふうに言われている。だから、こういうものとは撇脱をして、何かの形においてまた別の面で考慮をすればいい、こういうふうに思うのですが、その辺のところを。

○政府委員(塩崎潤君) 確かに税の面から見まし

ことはいなめなところであります。私はこの租税特別措置の存在理由は、若干の租税負担公平の原則を犠牲にしても、より大きく、特に国民経済全体が成長すれば効果がある、こういうことだと思ひます。したがって、その租税負担の公平の原則の犠牲の程度、貯蓄率の増加による経済の成長

の程度をはかりにかけて、これがいいかどうか、改正すべきかどうかということを判断すべきだと思います。しかし、これもいろいろな意味において、先生御指摘のように、水掛け論的なところが多分にあるという意味では私は常識的な判断が必要であり、さらにまた時間の経過が改正のひとつの

契機だと思います。しかも、その背後には長年のなれた制度でございますから、その改変に当たっ

ては相當な配慮が要る、こういつたことを判斷して、今回五%の引き上げということが行なわれ、これによって、ひとつ租税負担公平の原則の例外としての租税特別措置について、一つの例外的な改廃が行なわれるというふうに見たらどうかと、かように考えております。

○中屋辰義君　それで見通しとして、結局まあ結論がいまのところでは廃止するとも存続するともはつきりしない、こういうことですか。

○政府委員(堀嶋潤君)　大臣が先ほど申し上げましたように、この利子配当の問題はいずれ租税特

別措置法の改正法律案といたしまして、近く御審議を願うわけでございますが、この期限切れの法案におきましては、四月、五月についての特例を認めて、暫定的に延長していただいております次第でございます。本法律案では五％の税率の引き上げという形で、漸進的にひとつ整理、合理化をは

かつていきたい、こういうことだと思ひます。

○中尾辰義君 整理、合理化というのはいはかりませんけれども、次へいきますと、これは国税庁長官ですか、この二つの法案がいま出ておるわけですが、給与所得及び退職所得等にかかる所得税の

源泉徴収、これは四月一日にさかのぼって新しい税法でやるわけですか。

〔政府要員〕堤隆興、御家内のように、所得税法の改正法律案を近くまた御審議をいただくわけでございますが、この法律案は御家内のように、現在の課税最低限を夫婦・子供三人のものにつきまして十万円引き上げよう、こういうものでございますが、国会の関係で、本来の法律は私どもは六月一日施行でないとお通はしなないであらうと、

こう見ておられます。しかし、選挙というよりな事
態によって、いつも毎年行なわれます減税がおく
れるということは、この所得税負担について意見
の多いおりから、これはひとつできる限り早目に
施行する必要があると、こういうことで、四
月、五月に支払われますところの給与あるいは退

職所得につきまして、いま申し上げました課税最低減十万円引き上げという、これから御提案申し

上げる御審議をお願いいたしますところの所得税法の改正法律案の趣旨で、さしあたつて二カ月分の給与あるいは退職金に減税の利益を与えよう、こういふものでございます。

○中尾辰義君　そうすると、もう一つの利子配当に対する特例法のほうは、今度は五月三十一日まで

で延期をする、こういうことです。
○政府委員(塩崎清君) さようでございます。
○中尾辰義君 これを片方は四月一日にさかのぼら
り、片方は五月三十一日まで延ばすと、どうもこ
の辺のところが少し納得できない。であれば、面

方ともさかのほつてやれば一番いいんじゃないか、こり思ひのですが。

○政府委員(堀崎潤吉) 中尾先生おっしゃったように、確かに減税の利益を早く及ぼそう、つまり政府が意図いたしておりますところの所得税を早く実施するというならば、同時に政府が意図して

おりますところの利子配当の税率5%引き上げを、四月、五月の支払いの利子配当に対してなぜか、四月、五月の支払いの利子配当に対してなぜか、適用しないか、そうすれば首尾一貫するのではないか、こういう御質問だと思います。私どもは所得税のようにすべての人が喜ぶ減税法案は、これ

は一刻も早く、しかし一方、利子配当のように一部の人かもしれないけれども、増税ということ

施すべきではないか、それまではさしあたって現
状のままの制度を延長していただきまして適用し
たほうが、税の性質から見ては適當ではないか、
こういう意味で二つの法律案を提案しておる次第
でございます。

○中尾辰義君　もう一つ、関税に關してお伺い

四十二年度はどういふことになりますか。
○政府委員(塩崎清君) ちよつといふ関税調査官
が参りますので……。
○委員長(竹中恒夫君) 政府委員がくるまでほか
の質問をお願いいたします。

○中尾辰義君 これは大蔵大臣もおっしゃったのだから、税法と関係して、ことしの経済見通しや

ら物価の問題等、それから税金等の関係で若干聞
こうと思つていたので、行っちゃったので、
あなたに景気の見通しとか経済の問題を聞くわけ
にいかぬでしょう。これまた途中でちよん切られ
てしまつて、関税の話を開こうとするとそれもス
トップされる。——それじゃ言いますけれども、

ことしの予算の成長伸び率は四十一年度が四兆三千億、四十二年度が四兆九千五百億、それで石炭特別会計を入れまして一五・九％の伸び率ですか、大体どうなんでしょうか。

○政府委員(堀崎潤吉) これもまた主計局の関係

で、はなはだ恐縮でございますが、私は税の御質問をいただければ責任をもって答弁いたしますけれども、そういう御質問になりますと間違つて御説明申し上げると申しわけございませんので……。

○中屋辰義君　ことは自然増収は幾らあるのか。自然増収が六千億も七千億もそういうふうにか。

見積もられておるその中で、また国債を八千億出して、六千億、七千億もあれば、当然これは減税額というものをとふやたらどりか、これは国民感情としてそう思いますけれども、そういう点からこの課税最低限というものが安すぎやしないか、低過ぎやしないか。それからそれだけ課税最低限は、昨年は六十四万でしたか三万でしたか、これは七十三万にふえていた。それだけ引き上げて、一体五大家族で百万円あたりの所得の人でどの程度減税になるか。その減税額というものが物価の上昇と見合せてみてほんとうに減税になるのかどうか。こういうことだつて、このところだけぼつんと聞くわけにいかぬですよ。ずっと関連的にあなたが答えられる分だけいい。

○政府委員(塩崎清彦) 私よりも大臣が包括的にお答えするのが最も適當かと存じますが、いまのような御質問で私が答えられる範囲においてお答えいたします。まず第一に、来年度の成長率は一三%と見ておりますが、これによりまして私もその税の面では来年度七千三百五十億円の自然増収が生ずると見ております。で、この自然増収についてはとかくの御意見があるようでありましたが、私も去年の減税の平年度高を考慮いたしますと八千億の自然増収と見積られておりますので、現在のところ適正な見積りだと信じております。それに引きかえて、先生のおっしゃることは、減税がその割りに少ないではないか、公債を八千億も出すのかかわらず、減税が少ないではないか、こういうお話であります。そういふことは、今年度だけつかまえて見ますと、確かに七千三百五十億円の自然増収に對しまして、租税特別措置法による増収、あるいは印紙登録税によりましてこの増収、これを差し引く前にございましては千億、差し引いた後は八百億円でございまして、一〇%から一四%ぐらいの減税では少ないという御批判のあるものもございましてございませう。しかし、この点はどうも私も過去の自然増収と減税との関係を見てみますと、昭和三十年

くらいまでは、たしかに減税というものが最も大きな政策でございました。と申しますのは、やはり所得税の負担が非常に高かった。所得税の合理化は最も魅力ある政策だと思つてございませう。したがって、その間の自然増収のうちの減税に割り当てられた割合は六三・八%でございませう。自然増収が生じますと六割三分八厘、まあ六割四分は減税に向けられたわけでございませうが、三十一一年になりまして、ようやく戦後を脱してまいりますと、やはり歳出の増加の要請が非常に強まってきた。こういう傾向が数字的に見られるわけでございます。したがって、三十一一年から四十年までの自然増収のうち減税にどの程度向けられたかを見ても、一六・一%、ここにまあ一時期を画した割合になつております。こんなふうに出る増加の要請が非常に強くなつてきたと思つてございませう。一方、所得税の税金が、税負担といふものが合理化された。相当合理化されてきた。御批判はございませうが、相当合理化されてきて自然増収の相当部分は歳出のほうに回つてきた。そのように見られるわけでございます。しかしそこで、四十一年になりますと、自然増収が非常に減つてまいりまして、当初予算では千九百九十億円しかありません。それにもかかわらず国税におきましては二千九百九十億円の減税したわけでございませう。つまり自然増収に對しましては一七五%ばかりの減税をした、こういうことになりませう。昨年はその減税ができたのは、やはり公債発行で、それまで公共事業に回されておりました税金分を引き抜きまして減税に回したと見られるわけでございませう。しかし、公債発行による減税は一回限りの財源しかきません。で、その程度はひとつやはり自然増収の中で減税をしなきゃならぬ。そうなりますと、やはり減税の規模が制約されるを得ないというのが第一でございませう。

第二には、景気過熱の折りからでございますので、公債発行の削減のほうに回さなきゃいけない、こんなふうなことで、一〇・九%ばかりの減

税率になつております。もちろんネットでございます。租税特別措置及び印紙税を差し引いた後でございます。これに三百億ばかり足しますと、四%ぐらい上がつてまいりまして一四%ぐらいになります。この二年間を通算してみますと、結局三三・九%から三七%ぐらい減税したことになり、こういうふうに見られます。つまり少ない、少ないといわれる去年の減税とを通算してみますと、四十一年、四十二年は一時期中でございます。三十一一年から四十一年の一六・一%に余る減税をして、おる、こういうところでひとつ御理解をお願いいたします。しかし私どもは、やはり所得税の減税はおつしやるように早く百万円まで持つていきたい、かように考えておるのでございませう。

なお、百万円ぐらいのところはどうかというお話がございませう。これもお答え申し上げなきゃならぬと思ひます。二つばかり御質問ございませうが、まず第一に、百万円ぐらいのところでの程度減税になるかというお話でございませう。これもいづれ所得税の改正法律案の審査をやつていただくわけでございませうが、現在の所得税負担は、夫婦・子三人の百万円のところで年額三万四千二百五十円でございまして、これが今度の改正案では、初年度は二万五千五百円になりまして、軽減額といつたしましては九千五百円になります。平年分になりますと、二万二千八百円と下がりまして、軽減額が一萬一千四百五十円となります。よく清酒一級一本ぐらいの減税じゃないかと言われるわけでございませうが、それは月に直してのお話のようでございます。七百五十円ばかりの清酒一級をもとにいたしまして計算いたしますと、四十二年の初年度におきましては、月額で七百五十九円軽くなるわけでございませう。しかし、このたびの所得税が月額でどの程度の税金となつておるかを見ますと、清酒一級で評価いたしますと、三八本でございます。だから三八本税金を納めていただくわけでございませうが、そのうちの一本だけひとつ政府は減額する。これは平年分になりますと、九百五十円軽くなりまして、一・三本だけ政府が

遠慮する、そういうような関係になります。それからもう一つの点は、消費者物価の上昇がどういふふうに影響するか。これもいつも参議院の本委員会におきまして御議論になるところでございませう。所得税の税負担と消費者物価の上昇とをどういふふうにか、なかなかむずかしい問題であり、いろいろの意見があるわけでございませうが、私どもは、消費者物価の上昇は、ここで御指摘のように、課税最低限と密接な関連がございませう。生計費に影響する、こういうふうに見られます。そこで、課税最低限について、これを影響すると見ますと、四・五%引き上がりまして、約三百億円ばかりの減税をするならば、その消費者物価の上昇は相殺される、こういうふうになるわけでございませう。ところが、減税のほうは、御案内のように非常に大幅にいたしておりまして、独身者につきましては、平年分では二四%、初年度は二二%というふうな減税をいたしております。夫婦・子三人のところで、四十二年度、初年度では一六%ばかりの引き上げになっておりますので、四・五%の上昇は軽く吸収できるし、その上千億円ばかりの減税をしておりますから、約八百億円ばかりの税額が、言うならば実質的な減税となつていくということが言えようかと思ひます。

○中尾辰義君 政務次官にお伺いしますけれども、今年の大体――まあ消費者米価もありませうけれども、物価の値上がり予想されるものにはどういふものがありますか。また、それがどのくらい上がる予想になっておりますか、この辺のところはおわかりになりますか。

○政府委員(米田正文君) いまのお話の米価は、十月から上げるといふ方針もあつて、しかし、これは確定するにはなお十分検討をすると言つておられますから、その検討の上、あらためてまたはつきり申し上げる時期があろうと思ひます。そのほか保険料の改定等もありませうから、そういう面では生計費に響く料金の改定があろうと思ひます。そのほか、いま特に予定されておるもの、いま

ここではつきり申し上げるものはいませんが、いずれまた時期を見てはつきり申し上げたいと思います。

○中屋辰義君 さっきの続きを少し申し上げま
す。パナナの関税ですが、これも従来非常に問題
になっておりまして、物価安定策のために、今年
はどの程度税率を下げるのか、そこら辺の見通
し、ひとつ聞かしてください。

○政府委員(細見卓君) 後刻提出を予定しており、まず暫定法におきまして、四十二年及び四十三年度におきまして、それぞれ五%ずつを下げる。しかも、それは政令で定めます日以後ということにいたしましたので、政令で定めます日ということを

置きましたのは、それだけ関税を下げて、流通機構等の整備のためにそうした減税のメリットというものが末端まで及ばないではないかというように御議論もありますので、そうしたものの整備の状況とも相まちまして、政令で定める目以後、

両年度にわたってそれぞれ五%ずつ下げようということにいたしております。一方の議論といたしましては、非常に高いバナナ、御承知のように現在七〇%でございますので、こうした高関税をバナナのようなものにかけておりますのは世界じゅう

う日本だけということになっておりまして、アメリカとかイギリスとかいうふうに、それぞれ特殊な経済関係がかつての植民地との間にございましたので、一がいには比較はできないかと思ひます。が、それぞれ大体〇％つまり関税ありません、あ

るいはせいぜいあつても二〇%という程度のこと
 になっておるわけでありまして、こうした点から
 は、御案内の国運貿易開発会議第一回の会議にお
 きましても、日本は一体、先進国というが、後進
 国の仲間から離れて後進国に対して非常に冷いで

はないか。後進国の産品に対して非常に制限的だ、あるいはまた後進国に対してあたたかい愛情を示さないというような議論があります。そういう点からいいますと、もっと思い切つて下げたほうがいいのではないかと、いろいろな議論もござい

す。そういうような風潮もございまして、かつて

三十九年に一度その七〇%を五〇%まで下げる案を出したことがございますが、残念ながら国会で修正をいたされまして、現行のままということになった次第もございますので、今回は、その場合の反対の論拠が国内の果樹生産業者に影響を与えて、打撃を与えろということが論点でございまして、そうした点を考えまして徐々に下げ、しかも、日本が国際的な場におきまして日本としての威信を傷つけないために必要な措置をとったというために、その両方を抱きあわせておりますので、措置としては徹底しない措置でございまして、一応五%ずつ兩年度にわたって引き下げる、こういうことにいたしたいと存じております。

○中尾屋義君　それで、ことし五％、来年また五％下げる、こういうお話ですが、そういうふうな税率を下げてみて、中間マージンもいろいろありますし、流通機構等の改善もしなければならぬでしょうが、その程度の関税率を下げるることによつて

て小売り価格というものにどの程度響くのか。また、あなたがさっきおっしゃったように、どうもあなたの最初の話を聞いていると、この程度では小売り価格にはたいして響かないと、そうであればこれは物価の安定策にはならないわけですが

ね、そういう面から考慮して小売り価格等が下がるにはどういふふうにおやりになるのか、そこら辺のところをひとつ説明してください。

○政府委員(細見卓君) この関税、確かにいま七割になつておりまして、これが5%あるいは一〇

劣下がりましたところで、少なくとも最終小売り価格の中で関税そのものの占めておりますものは非常に小さいことは事実でございますが、しかし、このバナナの価格をずっと見てまいりますと、主として非常に腐りやすい一種の生鮮果実で

ありますから、若干保存がきくとはいひましても、生鮮果実でありますから、そのときの輸入の状況、つまり大幅な輸入増加がありますときはもう目立って価格が下がるというようなことで、関税がそういう意味で価格構成の中で占めておる

ウェートは比較的低いことは事実です。ですから

先ほども申しましたように、流通機構の整備と、それから戦後バナナの輸入が事実上自由化されまして、そういう形で徐々に、供給圧力というようによつて、今後下がつてまいります。そういうことと相まちまして、今回の関税引き下げ、このものの自体としては、そう大きな価格にはならないと思いますが、そうしたことも含めまして漸次下がっていくだろう、かように考えております。

○田中寿美子君　総務長官にお尋ねしようと思っておりましたけれども、おそらく統計局長のほうがもっとお詳しいかもしれません。いまま標準生計費の問題を考えるのに当たっては、物価の上昇ということを考えないでは考えられないというお

話がありました。私もそう思うわけで、大蔵省が標準生計費を設定して、そうして課税最低限をきめる。その場合に消費者物価の上昇をどんなふうに見るかということによって標準生計費が妥当かどうか、課税最低限が妥当かどうかということをする

やはり私たちは判断しなければならぬと思うわけなんです。それで、そういう意味で消費者物価指数のとり方について少しお尋ねしたいと思います。

今度四十年基準に消費者物価指数を改正された

わけですね、その改正のおもな点をちよつと説明していただきたいのですが。

○政府委員(細見卓君) おそらく私どもの課税最低限に関連いたします消費者物価の問題でございます。ようから、総理府の方から御説明いたします。

○説明員(明石燦君) 担当いたしました総理府の消費統計課長でございますが、ただいまの消費者物価指数を、最近、昭和四十年基準に改訂したわけでございますが、そのおもな理由と申し上げますか、あるいは経緯につきましてお答えさせていただきます。

改正の要点が大きく見まして二つございまして、一つは、従前の指数が御承知のように昭和三十五年基準でございましたが、その後非常に家計の消費構造が変わってまいりましたので、

一応、統計審議会ともいろいろ検討いただきまし

て、国全体のいろいろな経済関係の指数がござい
ますが、その指数の基準時をいつにしようか、そ
ういった御審議をいただきまして、昭和四十年基
準に改訂したわけでございます。したが、いまし
て、それに伴いましてウエートを昭和四十年の新
しいウエートに変えましたことが一つと、それか
らそれに関連いたしました、いろいろな新しい商品
がその後出ておりますので、たとえばインスタン

ト製品でありますとか、あるいはプロパンガスでありますとか、そういった最近の時点から見まして新しい商品を拾いまして、従前の指数品目が三百三十二でございますが、それを三百六十四品目にいたしました。そういった点で基準時の改正

と、それに伴いましてウエート品目を変えたという点が一点でございます。それからもう一点といまして、従来の指数は二十八都市、つまり都市だけにつきまして、ごく一部の都市だけにについてつくっておりまして、それから都市平均を

出したわけですが、その後、家計調査、あるいは指数の材料になります小売物価統計調査を拡大いたしまして、全国的に百七十市町村、そう
いうふうな調査を拡大いたしまして、その結果が
使えるようになりまして、従来の一割の小さ

な都市に限られておりました指数を全国的に拡大したわけでございます。したがって、調査する価格の数が、従前でございますと、約七千店ぐらゐから約三万四千ぐらゐの価格に基づきまして毎月計算しておったわけでございますが、それを

今回は画期的に拡大いたしました、全国で約二万の店から、価格数にいたしました十一万三千価格数とそうに拡大いたしました、できるだけ精度の高い指数をつくろう、そういうふうな経緯でもって今回の改正を行なった次第でございます。

○田中壽美子君　それでお尋ねしたいんですけれども、ウエートの問題ですね、品目のウエートの取り方なんですけれども、それは家計調査を基準にしてウエートを取っていらっしゃるわけですね。その家計調査の対象者ですね、これがほん

て私はほんとうに日本の生活をしている消費者の

平均的な層を代表しているものかどうかというところが、つまり収入階層別なんかで見てもどういふものが家計調査の対象になっているかということですね。

○説明員(明石領君) 消費者物価指数の実際の計算の基礎となります家計調査のことでございますが、家計調査は御承知のように、ただいまのところ全国で百七十市町村につきまして約八千世帯について毎日々家計簿を記入していただきまして調査しておるわけでございます。ただし、その八千世帯を選びますときに、非常にどこかに片寄りますと結果が非常に正しくありませんので、そこで八千の抜き方といたしまして、一応、戦後非常に数学的に発達しております標本抽出法、それを使いまして層化三段抽出法というようにことで抜いておるわけでございます。したがって、乱数表を使いまして、片寄らないで選ばれました八千世帯が全国の消費者世帯の正しい縮図になるように、そういうようなことで科学的と申しますか、人間の主観を入れないで乱数表を使ってひっこ抜いておるようなわけでございまして、したがって、その中には非常に低所得層と申しますか、そういう収入の低い層から、それからまた逆に収入の高い層も、これがあるの姿で縮図として入っておるような次第でございます。したがって、ごく一部の低い層、あるいは逆に高い層だけそれだけを意図的に抜いておる、そういうようなことはいたしておらない次第でございます。

○田中壽美子君 その収入階層別のそれは大体どのくらいということはおわかりでございますか、平均、月収にして。

○説明員(明石領君) その八千世帯の大体の平均でございますが、世帯の収入をちょっと手元の資料で、たとえば一番最近の資料でございますが、去年の四十一年を年間平均いたしました数字でございますが、実収入、これは統計的述語でございますが、税込みの収入なわけでございまして、一世帯にいたしまして七万五千三百七十二円という

数字でございます。これはたとえば非常に高く感ずるいろいろな見方がございまして、これは税込みの収入でありますというところが一つ、それから年間の一月から十二月までをならしまして、つまり夏期とか、あるいは年末の賞与も含めまして、それを全部ならしまして、しかも世帯の収入でございますから世帯主の収入以外の家族の収入も含めて、その結果が一世帯当たりで大体の水準が七万五千三百七十二円、そういう数字でございます。

○田中壽美子君 その平均で七万五千三百七十円というのは、私やっぱり日本人の世帯の収入としては中及び中以下の非常に数の多いものを代表していないような気がするわけですが、それですら機械的に抽出して、乱数表で抽出して対象をとつても、ほんとうに実態が出ないんじゃないかという気がしているわけなんです。というのは、実際にいまここでお尋ねする問題でないかもしれませんが、実際に生活している側の非常に多数の勤労者の家計は非常に困難なものなんで、それで七万五千三百七十円というのはボナスなんかを入れた、手当全部を含めたものにしては平均より高いように思ふんです。ですから消費者物価指数をとる対象者に問題があるんじゃないかということを私は疑問として持っております。その点あまり問題にされないんですか。

○説明員(明石領君) 何と申しますか、私どもは統計をできるだけ純粋、客観的に正しくつくり、そういうようなことで絶えず努力しておりますので、対象を選定する際におきまして、たとえば、ごく低い層あるいは収入のごく高い層がありますが、これを意識的に引き抜くことを全然避けて、そのために乱数表を使いまして客観的に抽出しておるわけでございます。したがって、平均の数字はそういうことになりましたが、またそのほかにいろいろ五分位階層別とか、そういう階層別に分けました数字とか、そういうふういろいろこまかく分けまして検討しております。

○田中壽美子君 これはたいへん技術的なことになりまして、そして私もその専門家でありませんから、それと、全部無作為に抽出しますと、私はほんとうの実態を代表しない、むしろ作爲的に一番収入階層の多いところがたくさんとられなければならないという、そういう意味で消費者物価指数のとり方も疑問点があるというふうに私は思っております。それから消費構造の変化に対応してそのとり方を変えたというふうな御説明があったと思うのですが、どんなふうに変化したか……。

○説明員(明石領君) ごく大ざっぱに申し上げますと、前回の指数が昭和三十五年基準の指数であつたわけでございまして、したがって、その場合の指数に使用したウェイトは、昭和三十五年一年間の家計調査の実態結果に基づいてウェイトを算出したわけでございまして、それから五年間たちまして、たとえば食生活の内容がふえまして、あるいは娯楽関係が非常に支出がふえまして、そういういろいろな家計内の生活上の変化が多々あつたわけでございまして、そこで、これは消費者物価指数だけ改正するわけにいきませんので、ほかの関連いたしました経済統計等も関連して変える必要がございますので、そこで、そういうウェイトの変化とか、あるいはどのようにに価格の体系が変わつておるか、そういうことにか資料を持ち寄りまして、統計審議会のほうで専門的に議論していただきまして、一応、現段階では昭和四十年に変えたいんではないか、現段階では昭和四十年に変えたいんではないか、それと、もう一つは従前から大体五年ごとに指数の基準値を改正しておつた、そういう経緯がございまして、統計審議会でも、昭和四十年は一応いまの段階では基準値として適當ではないか、そういうことで改正したわけでございまして……。

○田中壽美子君 統計審議会の内部でもいろいろ討論があらうなと思ひますけれども、それで四十年基準に変えたときに、三十五年基準の分

も出ておりますね。それはその事情はどういうふうにお考えですか。

○説明員(明石領君) 統計審議会の内部でいろいろ議論がございまして、指数を、急に昭和四十年を一〇〇にいたしましたのでまた改正いたしました、といふかにも従来の物価上昇を打ち消したのではなからうかといふ点で非常に誤解も受けますし、いいましても、従来の基準でありまして昭和三十五年の品目と、それからウェイトを使つておりますと、統計的に見まして非常に指数が片寄つてまいりますので、一応、昭和四十年基準に改正したわけでございまして、ただ従前の三十五年基準から、やはり物価相互間の格差を見たい、あるいはほかのたとえば卸売りの物価指数とか、ほかの経済指数との関連を見たい、そういう場合には、急に四十年に変えまして、不便を来いたしますので、一応正式に昭和四十年の改正指数のほかに三十五年基準指数を参考にいたしておる次第でございます。

○田中壽美子君 三十五年基準ですと、昭和四十年、四十一年、四十二年の物価指数の上昇率は幾らになりますか。

○説明員(明石領君) 三十五年で、一番最近の昭和四十一年平均の物価指数で見ますと、これはこまかいことでございますが、指数の対象が先ほど申し上げましたように全国に拡大されたもので、人口五万の都市が時系列に続きますので、そのうちのほうで申し上げますと、三十五年基準にいたしまして、人口五万の都市の総合指数が昭和四十一年で一二・一、つまり三十五年からこの約六年間に四二・一%上がっております。そういうような数字になってございまして……。

○田中壽美子君 消費者物価指数に關しましてはもうこれでけっこうです。どうもありがとうございます。

実は、昨年も予算委員会に、厚生大臣にぜひお尋ねして——厚生省の方においでになりますか。——大蔵省が標準生計費をいつも発表されるのですけれども、それは課税最低限を設定す

るための必要から発表されたと思うのですが、その際に大体おとなの男一日今度二百五円、食料費です、これは標準の栄養がとれる食料費を中心にした食料費だということですね。それで、それに對して厚生省のほうは一体標準の栄養量というものを、おとなの男はどんなもの幾らというふう

ういうふうでございます。

○田中壽美子君 それは実際に食品にしますとどんなものになるかということ、大蔵省は二年前にメニューを出したんですけれども、厚生省もその前に出されたことがあるんですね。その後やはり国民の栄養とか健康を指導する厚生省ですから、当然どういふものを食べるべきだということ

を、それはグラムとか何かでわかっていくのです、国民を指導する上においては。そういう標準の食料を発表なさるべきものだと思うのでござい

○説明員(坂村聖太君) ただいまの御質問でござい

○説明員(坂村聖太君) ただいまの御質問でござい

○田中壽美子君 カロリーだけでなく、厚生省です

○説明員(坂村聖太君) ただいまの御質問でござい

○説明員(坂村聖太君) 蛋白につきましては、やは

○田中壽美子君 そこが問題です。昨年ずいぶん

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

○田中壽美子君 一・三ミリグラム、それからビタミ

は分量がなかったものですから、イカのさしみを

をなさるべきだと思いますけれども、そういうこ

○説明員(坂村聖太君) 結局これらの食品を

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

○田中壽美子君 その点は実態とたいへん私は違

非常に低いというふうに私は思うわけですから、その点を厚生省は避けられて、実際に費用のほうを算出していることをされたいように思われるのですけれども、それは避けていられないわけでは無いのですか。つまり、大蔵省の設定した標準生計費に対して厚生省はもの言えないというわけですか。

○説明員(坂村堅太君) 私どものほうでは、御存じのように国民栄養調査というのをしております。その際に、以前はどのくらいの食費がかかったかというのを算出したことが、ずっと前でございますけれども、あるのでございます。ただ、その国民栄養調査の期間がたかだか三日ないし五日間という短い期間で、しかも年に一回ないし四回というごく限られた回数でございますので、それですのときの調査だけでもって年間の全体を類推するのは危険ではないかと思ひまして、それで現在ではあまりその点を用いていないということでございます。

○政府委員(塩崎潤君) 若干補足して弁解をさせていただきます。まず第一に、田中先生が、大蔵省がメニューを発表した、あるいは大蔵省が設定したと言われる問題でございます。まず発表という問題。私は、四十年来に確かに内部的な課税最低限の一つの検討資料といたしましてつくったことは事実でございます。そのつくる場合に、私のほうは税の専門家ではありませんが、決して栄養学の専門家ではございませんので、国立栄養研究所にたのみまして、これを一つの参考資料にしたことは事実でございます。しかしながら、四十年来におきまして発表の結果、言われまして、あるいは大蔵省メニューというところで思わざる印象を与え、これが日常生活に直接結びつき、どうも基準生計費あるいは標準生計費であるというふうな誤解をされたり、あるいはまた課税最低限を無理なく見せかけるための非常にとじつけた説明であるというふうな印象を与えたように私は感ずるわけでございます。で、本来、私も課税

最低限は何も生計費だけできるものではない。住民税の際にもよく議論になりますように、税負担として所得税の方々が固あるいは公共団体に対して所得税を納めていくかという問題であり、あるいは所得税の分配機能をどのあたりにから設けるか、あるいは他の税と比べまして、所得税にどの程度財政収入を期待するかといったようないろいろな要素をきかせるおつたのでありまして、生計費だけを重視しているのではありません。一つの私は大きなチェック資料だけだと思ひますが、しかし、生計費とは密接な関係がございますので、これまた何らかの形で私どもは検討する必要があるかと思ひておりますけれども、これはどうも専門家ではないだけに、どこかの中立的な機関にでもお願いしてやっていた方がいいというの気持ちでおるわけでございます。したがって、去年も私も発表するのはあまり好ましくなかったのでございますけれども、国会方面からどうしても出せ、こういうふう

に言われまして、それで四十年来にお願いをいたしました栄養研究所の献立、それを私どもが再び変えるということはいろいろな意味におきまして誤解を招きますし、また適当でもありませんので、それをもとにいたしまして、家計調査からその原材料の値段を求めまして四十一年の百八十七円の金額を算出しただけでございます。それでもまた御非難を受けまして、それまたイカのさしみかという御非難を受けたわけでございますが、本年もまた私もさういった意味で実は発表したくなかったのでございます。いわば逃げ腰でございます。それは何といたしまして、私どもの課税最低限の引き上げは、四十年来におきましても妥当性があつた、こういつた国立栄養研究所に頼みました献立に基づきまして、いろいろな御非難でございますが、二千五百カロリーの食料費、これをきかせるおつた生計費、これで課税最低限が説明できるならば、その後の課税最低限の引き上げの幅をきかせるおつたならば、消費者物価が引き上がりまして、十分その中で吸収できるような

問題で、神経質に考えなくても済むのではない。ただかたければならぬ。私もでもやりやうと変な印象を持たれるばかりであるという感じがいたしたわけでございます。ちなみに、四十二年には御案内のように独身者は二一%、平均いたしまして一六%の課税最低限の引き上げを予定いたしております。したがって、いま見積もられる消費者物価の上昇は四・五%でございますから、十分私どもは消費者物価の上昇も吸収できますし、食料費だけを取り上げて計算いたしますよりは、食料全体として生計費がどうなるか、消費支出がどうなるか、こういうことを計算して、差額はどの程度あるか、そういうことを出したわけでございます。それが夫婦・子三人で七万四千二百一十四の差額があり、これに、食料費は四十一年の一日当たりの食料費に昭和四十一年の消費者物価の上昇率の五・一%を乗じ、四十二年の消費者物価の上昇率四・五%を乗じれば二百五円になったというところだけでございます。私どもは二百五円にしなければならぬと、二百五円といふといふ問題ではなくて、この問題からそろそろと離れまして、皆様方のところで、この課税最低限のよしあしはひとつ御検討願いたい。それで、私は食料費だけではなからう。七万四千円の余裕があれば、これは食料費に回してもいいし、衣料に回してもいいだろう、こういうふうにも見られますので、ただ単に計算した結果を国会の強い御要求に基づいて出した、こういうふうには御理解願いたいわけでございます。したがって、厚生省を責められまして、厚生省のほうも非常に御迷惑で、なかなか答弁がむずかしいかと存ずるのでございます。

○田中耕美子君 終わりますけれども、別に責めるといふわけではなくて、実際、国民が生活する上において食料費は一番基本のものなんです。それが食べられなければ生活もむずかしいわけですから、非常に重要になってくるし、その食べ方も人間らしく食べなければならぬから、厚生省が責められるというより、むしろそういう指導すべきところが積極的にそういうものを出さないで、大蔵省のほうから出てくるということに私はいつでも疑問を持っております。それからその物価指数の上昇率も、私はさつき申しましたように、疑問を持っております。ですから、単に五・一%、四・五%かけて出して七万何千円の余裕がある、これはたいへん簡単な数字の読み方で、所得税の課税最低限からはちよつと余つても、また住民税も払うわけですから、また税負担だつて一ぱいあるわけですから、決してあれは余裕にならないで、厚生省は別は大蔵省から援護してもらわれないで、私共は独自の立場でもって、栄養の指導と、それから栄養に必要な費用というものをきかせるおつた、みんなに積極的に大蔵省に向かつては要求もすべき筋合いのものだと思ひます。それだけでも、栄養に關してはたいへん弱い感じがいたします。それだけ申し上げておきます。

○山本伊三郎君 厚生省であるでしよ、調査してない……。

○説明員(坂村堅太君) このように各種の食品の物価をそのつど調べて計算するといふまだ仕組みを持っておりませんので出しておりません。

○山本伊三郎君 それじゃ、生活保護法の基準をあなたたちつくるでしよ。もうそのことにめぐらめつぽうでそんなことをやっておるのですか。一人の食費が幾らという計算をせずに。

○説明員(坂村堅太君) 生活保護法の算出のしかたにつきましては生活保護課のほうで知つておりますので、申しわけございませんけれども……。

○木村福八郎君 四十二年の予算と経済見通しの関係について伺いたいわけですが。

まず最初に、四十二年の予算編成にあつては、四十一年度の経済見通しですね、これは実績見込みですね、それと四十二年の経済見通しというものが前提となつて予算編成されたと思ひ

です。それでまず最初に伺いたいのは、四十一年度の経済は、御承知のように七千三百億の公債発行を財源とした積極大型予算を組まれました、いわゆる財政主導型の景気対策が打ち立てられたわけです。その結果、日本の経済指標で見ますと、経済の伸びは当初予想よりはるかに大きくなったわけですね。それはまた、はるかに、設備投資なんか見ても、一・一％の上昇率を予定したのが結局は一二・二％までふえた。だから予想外の上昇率を示したわけです。そこでこの評価ですが、不景気対策ですね、大型予算、公債発行を材料としてどういうふうに長官は評価されたか。それは佐藤総理は、公債発行政策は成功であった。不景気を打開したのだと、こう言われておる。そこでまたインフレも起こらなかったと、こう言っておるわけです。長官は、四十一年度の公債発行を中心とするいわゆる財政主導型の不況対策ですね、これによってさっきお話ししたように経済指標から見る限り非常に日本の経済は回復をした、これは成功であったと見ますか。あるいは一面成功の面もあるでしょうが、かなり私はマイナス面が相当あると思っているわけです。これは質問していきたいと思うのですけれども、全体として長官はどういうふうに評価して、その上に立てて四十一年度予算を編成しておるわけですから、まず四十一年度の積極財政を中心とする不況対策の評価というものからまずはつきりさしておく必要があると思うのです。まずその点を伺いたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは私は政府が所期の目的を達することができましたから成功である
と概括的には思っております。私自身これは不明
を申し上げるわけでございますが、あの程度では
景氣回復はむずかしいだろうと実は思っております
のですが、そうではございませんで、むしろ
かつて不況だと考えておった經濟の落ち込みがそ
れほどではなかったということになるのかと思ひ
ますが、まず所期の目的を達したと、こういうふ
うに概括的には考えます。

○木村新八郎君　所期の目的を達したと言われま
すが、見通しの誤りについては率直に言われまし
たからこれ以上追及しませんが、特に福田大蔵大
臣ですね、大きな誤りを犯したと思うのです。
たとえば構造的不況という見方、それでデフレ
ギャップを大体六兆から七兆円と見まして、それ
でこれは二、三年ぐらい続くのだ、低圧経済だ、
それで公債発行も二、三年はふえていく、ふやさ
なければ不況を打開できないという、そういう見
通しだったのですけれども、まあ、それはいまか

不況ではなかったか、もちろん構造的要素もないわけではないのですけれども、この点實めても過去のことですから、また長官もその点はお認めになりましたから追及しませんが、しかし成功と言われれば、私は現在及び長期にわたつての観点から評価しなければいけないと思うのですね。ところろが成功と言えない点が二つあるのですよ。一つは物価なんです。卸売り物価が〇・七%の上昇率を見込んだのが四%の上昇率になっているでしょう。これはたいへんな大きな変化です。いままで卸売り物価はほとんど上がらなかった。しかし、それが四%上がったということはこれは大きな変化です。それからもう一つは国際収支の輸出入の問題です。当初予想では輸出が一〇・五%伸びの伸びは九・五%伸びるといふ見通しだったのです。ところがその最近の実績見通しでは輸出が一四・八%の伸びで、輸入が一九・二%の伸びになつてゐる。輸出入の伸びが逆になつてゐる。これは今後の国際収支に対して警戒しなければならぬ姿を示していると思うのです。とにかく物価と国際収支にこういう危険信号とも言われるべきようなものをあらわしておると思うのですよ。こういう点を反省しないで、ただ成功した、たとへば成長率とか、あるいは鉱工業生産が予想よりはるかに大きくなった、それだけで手放しに成功したと言つていいのか。これは今後、将来に大きな問題を残すものと思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 成切したと申し上げま

したもう一つの理由は、ちょうど昭和三十九年の夏ごろから昨年の暮れまででございますから一年半ぐらいでございますが、この間に為替銀行のポジションが九億ドルぐらいはよくなっていると思ひます。それはつまりそれだけが国の外貨事情にゆとりができたということになるわけでございますから、国内で景気回復はかりながら、なおおきますという成果をあげたという点は、やはりその点でも評価していいのではないかと思ひのでございます。

そこで、その次のお尋ねの問題でございますけれども、四四〇四の物価が昭和四十一年度以上に上るであらう、そういうふうに考えますが、これに比べると二つ三つ複合した原因があるように思っています。一つはやはり非鉄金属の相当な暴騰があったといふこと。これは四十一年だけで見ますと、卸売り物価の高騰に対する寄与率がそれだけでたしか三割ぐらいあったように思うのでございます。これ

はまあ、かし問題は片づいたと言つてよろしいのではないか。それから今後とも片づかないであらうと思われますのは、木材のようなものでございませう。つまり一種の第一次産品に近いようなものではないかと思ひます。これは今後とも尾を引くかと思ひます。それから繰雜類の上昇があつたわけでございますが、鉄の中でも形鋼とか、丸棒とか、そういう中小企業の製品が御承知のように上がりました。これもしかし一月の半ばごろが峠で、もう大體落ちついておる。まだ高水準ではございますけれども、今後上昇の形勢にはないのではないかと思ひます。それから繰雜は三月にカルテルをやめましたので今後落ちつくであらうというふうに期待ができます。そういうしますと、確かに四割の上昇があつたということは前例のない意外なことではございましたが、その原因を一つ一つ尋ねてまいりますと、今後問題を持ち越す。そうなのは木材、そういうものではないだらうか。ウエートでいえば比較的小さいものでござい

ます。したがって、卸売り物価については、私は消費者物価と違ひまして、上昇があれば今度は反落がある。やはり商品市況のような性格のものだと思つておりますので、この四割の上昇というのが、再び四十二年度に起るだらうとは私は考えておりません。それから輸出入の關係でございますが、確かにただいま御指摘のようなことがございましたが、これはやはり景気が徐々に回復するに従つて、在庫の手当てをするとかいうようなこととで、輸入が予想を上回るといふことはこれはしばしばあることでございます。ことに自由化をしておりますので、思惑の輸入があつたというふうには考えません。むしろ景気上昇に伴うものであると考へております。輸出がこれが一番問題だと思ひますので、どうもここへきまして内需に輸出が食われてゐるような心配が見えますので、この点は確かに四十二年度は注意をしてまいらなければいけないと思つております。

○木村福八郎君 物師の騰貴に対する認識は非常に長官と違うわけです。また総理なんかとも非常に違うのですがね。インフレでないということを書いてゐるのですよ。どうもインフレということを、悪性インフレの段階に入らなければインフレというようには理解しないようなんです。私はインフレというのは、まあ謙義めいて失礼ですけども、近代国家では最近三つの原因があると思うのです、値上りの。長官もよく御存じの、一つはデマンド・プルですよ。もう一つはウェージ・プッシュでしょう。第三にはアドミニスタード・プライス、この三つだと思ふのですよ、大体大きく分けて。日本の場合はそのデマンド・プルとアドミニスタード・プライス、これが物価値上がりを大きくしている原因だと思ふのですよ。そこで一番見解が違つてくるのはウェージ・プッシュの問題なんですけれども、これはあとで質問いたしますが、しがつて、これまでのずっと経過を見ますと、需要増加によつて物価を押し上げてきたのは、ちょうど池田内閣の高度経済成長段階に入つてから日銀貸し出しが非常にふえて、金

融面からいわれるデマンド・ブルの状態があったのです。それから四十一年度の高度成長段階に入ってから、今度は財政面からの公債発行によるデマンド・ブルの段階に入ったと、こう見るのです。なるほど個々の商品の値上がりは、それは需給関係からやはり値上がりするのですけれども、その需給関係に影響しているのは、やはりそのもとになるのはデマンド・ブルなんです。どうもこれについての認識が十分でない、非常に安易に考えている。物価問題懇談会で、特に四十二年度予算編成にあたって、その成長率の範囲内に財政規模、予算の規模の伸び率を抑えよとか、あるいは公債発行を前年度より減らすべきだとか、そういう答申をしたのは、やはりデマンド・ブルにこの物価値上りの原因があるということをも一つ私は考えての答申であると思うのです。いままでそういう答申はあまりなかったと思うのです。個々の価格対策についてはずいぶんあったですけれども、しかし、物価対策というのは、いわゆるデマンドの側の調整ということがほんのり意味の物価対策で、それで悪性化した段階でないとインフレと認めないというふうな見方は私は当たらないと思う。今後その点は非常に日本の財政経済を運営するにあたりまして、そういう考えでは危険だと思ふのです。ことに公債発行の段階に入りまして、この点は十分に私は認識を深めていただきたいと思う。

それからあまり卸売り物価は上がらぬだろうと言いますけれども、四十二年の見通しで、最初は〇・七％と予想した。で、一・二％にこれは修正したんですね。すでに修正しているのです。そういうところなんかやっぱ問題がある。それから消費者物価についても、これは前に長官と議論しましたが、やはり消費者物価指数を、あの点は拡大的に——統計局でお調べになっていただけば、約一ポイント、〇・八入います。正確に〇・八入います。そうすると、大体五％平均ぐらいたるところです。指数で見ますと、それは下がったとは言えないですよ。だから、この点とそれから管理価格、これがやっぱ物価値上りの原因である、こう私は認識しなければいけないと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一) まず具体的な数字のほうから申し上げますが、四十二年の卸売り物価一・二％上昇しておりまして、これはもう木村委員、御承知のとおりでございますけれども、両年度の平均を比較いたしますために、私ども俗にげたと言っている部分がございます。そうして、実は四十二年度一・二％上昇ということは、年度自身をとってみますと、卸売り物価が下降しなければならぬわけでございます。年度中に上昇があるのじゃなくして、何がしかの下降がございまして、なおこの両年度の比較ではこれだけのものが残る、こういう意味でございます。

それから消費者物価について言われましたことは、私も米価の値上げ等を考へて、何か意図的に食料品のウエートを低くして、他のものを上げたのではないかとというふうな、あるいはそういう意味合いを含んだ御質問かと思ひますけれども、全然そうではございませんで、これはもう統計局が非常に独立の役所でございまして、そういうことはとても考えられないことでございます。なお、四十一年度について申し上げますならば、実は生鮮食料品はむしろ下がりぐみでありまして、保健衛生費でありますとか、娯楽費でございますとか、あるいはものが上がったわけでございますから、私どもには、旧指数のほうが、損得から言へば、むしろ得であったような感じがするのでございまして、そういう意図がなかったことだけは、これはお認めいただきたいと思うのでござい

ます。なお、両方の物価指数をある程度計算して比較を一部しておりますのでございしますが、まあどちらでとりましてもあまり大きな開きはないような資料を私も持っております。あるいはお目にかけるのではないかと思っております。

それから、そのものと問題でございしますが、いまのデマンド・ブルとアドミニスタード・ブラ

イスのことでございます。まあどの程度からデマンド・ブルと言うかというところはいろいろむずかしいんだと思いますが、しかしデマンドがあるから成長したんだというところは言ってもいいじゃないか。したがって、その成長を助ける意味で管理通貨がそれをささえて助けてきたということだと思ひますので、まあ十年という長期で見ます限り、私は日本の通貨の管理のしかたは大體成功してきておると考えております。それは政府の功績というよりは、やはり自由な批判だの、国民の監視だのがあるということが、この成功の根本の原因だつたと思ひますが、私は成功してきたと思ひます。ただ、こうやって信用を造出したしますから何がしかは貨幣の価値の減価があつた、これは認めなければならぬと思ひますけれども、しかし、その間で経済がずっと成長してきたということから考えますと、この管理通貨方式そのものは成功であつて、俗に言うインフレーションの原因になるようなデマンド・ブルというもの、私はいままでなかったのではないかと。今後もしやに注意をしなければならぬかもしれません。でも、そういうふうな考え方をしております。

それから管理価格、これは残念ながらやはり一部にまだございします。公正取引委員会等々の活動が最近はややよく活発になつてまいりましたので、だんだん直つてまいるかと思ひますが、一部にアドミニスタード・プライスというものがあつた。これは直していかなければならぬと考えております。

○木村福八郎君 先ほどの新指数と旧指数の問題ですが、ことに食料のウエートなんか、主食なんかは全体のウエートを一万として主食は一二七三を八八九にしているのです。主食は非常にウエートを下げています。それから調味料は三三五を二二〇にしている。その他生鮮食料品は三三四を二九四に下げています。野菜は三五四を三三一に下げている。加工食品は四〇五を三五四に下げています。このようにかなりウエートを下げております。それは意図的ではなかったかもしれせん。五

年に一べんこれは変えることにはなつてゐるのです。すね。ですけれども、その事実は事実として、こういうウエートを変えたから指数が低く出ているというこの事実は認めなければならぬと思ひます。その事実は、それを私は言つてゐるのです。たまたま特に主食と調味料のウエートが非常に下がつてゐるのですから、そこで消費者米価の値上げと、それからみそ、しょうゆとか、調味料の値上げを前にしてそのウエートが非常に下がつてゐるから、意図的じゃないかというふうに見たのですけれども、しかし、五年に一べん変えることになつてゐるのは知つております。ですから、そういう事実としてそういう影響があつたということと言つてゐるわけです。

時間がありませんから、もつと本質的な質問に入つていきたいと思ひますが、次に伺ひたいのは、四十二年の経済見通しです。四十二年の予算編成の前提になつたのは、昨年の十二月の見通しではなかったかと思ひますが、そうじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいまの前段のこととさせていただきますが、御指摘になりましたように五年ごとに改訂をいたしますので、カバレッジも、品目にしましても地域にいたしましては、今度はいよいよ広げましたのと、それから新しいもの、生活様式の変化に従ひまして、インスタントラーメンであるとか、チーズとか、そういうようなものかと思ひますが、そういうものを入れたら、古いものを落としたらして、一万のうちで確かにた

ものに生活のウエートがかかってきたということ
をそのまま反映したのだというふうに考えており
ます。

それから四十二年度の予算の編成についてでございますが、五兆円というワケをきめ、国債発行、当時は千二百億、ここらのところは年末の繰入、繰出で大体かきまわして、そうして解散になつたわけでございます。その限りでは、ですから、ただいま御指摘のようなことが言えると思つていますが、しかし、年が変わりまして、具体的に予算編成をいたしますときに新しい経済見通しを立てまして、それに従つて五兆円のはらは動かしえておりませんが、国債のはらは減額をした。あとと諸支出、それから減税計画等々もすべて新しい見通しに基づいてやつたわけでございます。

○木村義八郎君　ほんとうですか。それはあとで、三月十三日の閣議で発表されておりましたね、新しいのを。そうでしょう。予算がきまつてからですよ。そうですね。それから伺いたいのは、一応三月十三日の閣議で承認して発表されました数字は、これは注がついておられますけれども、かなり政策的意図が含まれている見通しであつたということになっているでしょう。ですから非常に内輪ですよ。民間では設備投資一五％から二〇％、金額にして一兆二千億から一兆五千億、あるいは開銀なんかもっと大きな見通しをしておりますね。政府のほうは一四・八％、こういうあれです。ところが昨年の見通しは一二％だったですね。大体一番問題になってくるのは、景気が過熱化するかないか、予算の規模が景氣過熱に対してそういう刺激的に何かならないというか、一番問題になるのは設備投資の問題だと思ふのです。それが五兆円のワクをきめるときには一二％の見通しだったでしょう。それがあとで一四・八％の見通しになっており、しかもそれが内輪であつて、かなりの政策を加えなければ一四・八にならないというので、實際は民間あたりでは一五％とか、二〇％といわれているでしょう。ここに非常にもう狂っている。その点一つだけから

見ても實際に合わないのです。この予算案は合っていないと思う。現実のいまの時点になってからの見通しと、予算編成のときの見通しとが合っていないから、したがって、結論的に言えば、あとでいろいろな指標で尋ねてまいりますけれども、かなり景気刺激的な予算になってしまっているんですよ。この点は長官は三月三日の閣議でかなり警戒論を出されたけれども、私は何もあれを改める必要はないし、むしろますます警戒的になると思いますよ。その点どういうふうにお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ほんとうでござい
ます。といいますのは、これが三月十三日になつて
おりますのは、政府の財貨サービス購入というところ
の予算が確定いたしましたものと数字が入りませ
んの、そつたつておるのでございますが、實際
は私どものほうで見通しの作業をやりながら大蔵
省がそれを見つづ予算編成をするといつたやう
な、ずつと何週間か期間がございまして、予算
案そのものは実質の見通しによつておると申し上
げて間違いないと思います。

それから十二月の時点と三月の見通しとの関係でござりますが、十二月に見通しを出しましたときに、確かに少し窮屈な見通しを私は出したと思ひます。それは多少意図がございまして、予算の編成に際して比較的放漫にならないような規模及び国債の増加が望ましいと考えましたので、多少窮屈なものを出したきらいはございます。それから三月のただいまの正式の見通しでございますが、どちらかといへば、私も木村委員のおっしゃっておられるように考えます。と申しますのは、ごらんのように国際収支をゼロにしておりますので、これ自身かなりある意味で警戒的な見方でございます。また運営の基本態度についても、もし事が起こったときには遅滞なくいろいろな処置がとれるようにということを相当はつきり申しておりますので、この見通しどおり経済を運営するということは相当の注意を必要とする。どちらかといへば見通しが窮屈だろうとおっしゃれば、

私も相当注意をして運営いたしましたけど、この見通しのようににはならないということを申し上げておきます。しかし、できないことではないという意味でございます。

○木村禎八郎君　そこが非常に問題でして、政府は四十二年の予算は景氣に對して中立的であると言うんですよ。中立的であるという立論は、昨年十二月の經濟見通しに基づいて、さっきも長官言われましたように、大ワクは五兆円——四兆九千九百億円、それから公債発行が八千二百億、その後それでは今度の四十二年度予算は三月十三日に發表した新しい經濟見通しを基にして編成した、それは認めていいですよ。しかし、そうなると、これは非常にその後の經濟情勢が變わっているのに、本来ならばもっと圧縮しなければならぬのにかなり景氣刺戟的になっている。具体的にひとつ申しますと、政府は景氣刺戟的でない理由として、たとえば一般会計の伸び率、財政投融资の伸

でありますが、今度はそれが一四・八％も設備投資がふえる。そういうもとで四十一年度より特別会計を入れた場合の一般会計、特別会計の純計、それから財政投融資も入れて、純計で見ても前年度より伸び率は高いですよ。だから政府の説明は、そう不十分ですよ。特別会計を除いているのです。そうなる、これは景気刺激的である、そういう面からも言わざるを得ない。これを単に運営だけでいいのだ——私は、運営だけで景気刺激的でなくできる、それは当局としては言わざるを得ないと思ひます。しかし、中立的であるということは根拠がくずれているのです。いまお話のように、くずれていないと言うなら純計で比較してごらんない。明らかに根拠がくずれている、その点はひとつ長官はお認めにならないかと思ひます。そういう中立予算であるという立場に立つて今後運営していかなければならないと思ひます。私はそう思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財政が景気に対して刺戟的であるとか中立的であるとか、私ども自身もそういうことばを使いますが、実際にそういうことばを厳密に定義しろと言えば、実際私ども自身も定義できないように思うのですが、感觸というわけでもないと思いますが、定義づけはむずかしいと思います。ただ、私どもの申しております意味は、一番財政が国民所得の計算の上で直接関係いたしますのは、政府の財貨サービス購入でございます。これは特別会計、一般会計、中央、地方財政全部を含めたものでございますが、その中でも經常支出と資本支出とにそれを分けますと、資本支出の部分が一番経済に対して影響をする、作用をするものでございますが、これが四十二年度的場合には前年度対比で一四％になっております。四十一年は前年比で一八％——一七・九でございますが、でございますので、これで見ると限りは、四十一年度よりは四十二年度のほうが政府の財貨サービス購入が経済に及ぼす影響は伸び率で言いますと小さくなっておる。これはそう申し上げてよろしいじゃないかと思うんでございます。

ただ、だから経済に対して、景気に対して中立的であるかないかということになりますと、その中立的ということばがもう一つ厳密に定義できないわけですが、政府の財政サービス購入をとって考えていることは私はそれでよろしいじゃないかと思うのです。そうしますと、それは伸び率としては確かにかなり低下しているということでございます。

○木村義八郎君 私は政府がこの一般会計と、それから財政の伸び率を比較しまして、そうして率が高い、だから刺激的でないと、こう言っているが、いまお話をすると、財貨購入ですね、財貨購入を考へてみると、前年に比べて低いと、こう言っているが、しかし、私は景気刺激策であるかないかを判定するにはそれだけではもちろん足りないのであつて、私はもう一つ公債発行との関係があると思ふんです。そこで伺いますが、四十一年度の公債発行は結局幾らになると最近見通しですか、七千三百億だつたでなければいけません。

○国務大臣(宮澤喜一君) 六千六百五十五億でございます。

○木村義八郎君 そうしますと、最初八千二百億発行するはずだつたですね。それをまあ八千億に縮めましたね。二百億縮めましたけれども、四十一年度六千六百五十億ですか、それと比較すれば今度はたいへんに大き過ぎるんじゃないですか、どうなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実はつい最近にさらに削減を四十一年度したわけでございますが、まあ笑ひ話では、そうしたらこの国債依存率が四十一年度と四十二年度の比較はどうなるであろうかと云つて内輪で笑ひ話をしたんでございますが、しかし、この八千二百億自身も、大蔵大臣がしばしば答弁をしておりますが、税収との関係では弾力的に考へると言つておられます。したがつて、最終的に四十二年度の国債依存率は幾らであるかというところは済んでみないとわからぬということになると思ふんでございますから、まあそれを気にして四十一年度の削減を減らすということもなから

うと、まあ申し込んでございます。

○木村義八郎君 そこは非常に皮肉なことになつてしまつたんですが、最初は四十一年度の国債依存の率は一六・九％、四十二年度が一六％ですか、逆になつてしまふと思ふんですね。今度はむしろ依存率を低めていくというより高くなつてしまふ。しかし、今後八千億予定しても減らすかもしませんが、しかし、これは成長率とそれから自然増収との関係になつてくると思ひますね。それから四十一年度の自然増収はどうなるか、四十一年度の予定よりどのくらい多くなりますか。

○政府委員(堀崎潤吉君) 千四百六十億円の補正予算を計上したわけでございますが、その当時は十一月ごろの経済見通しのもとに立てましたが、先ほど来から申されておりますように、経済がだんだん大きくなりつてありますので、千四百六十億円を上回る自然増収が生ずることが確実であるというところがだんだんと見込まれる。それが幾らになりますか、三月十五日の確定申告の収入が相当大きなウェイトを占めてまいりますので、まだはつきりしたことは申せない段階でございますが、相当な自然増収は生ずるということが言えるかと思ひます。

○木村義八郎君 われわれに出してもらいました資料で、収入歩合ですね、租税の。あれを見ますと、ずいぶん伸び率はいいようですね。九〇何％でしよ、最近。前年度は八八％ぐらいですね。そうすると、かなり自然増収は多いんじゃないですか。四十一年度だけでも、大ざっぱに、ちよつとどのくらいですか。

○政府委員(堀崎潤吉君) 二月末の租税印紙収入では二・一だけいいわけでございます。それはもう法人税の即納率の上昇等がございまして、これがこのままだけに六百億ぐらいの自然増収が生ずるかと思ひますが、ただ四月……

○木村義八郎君 補正組んだあとに。

○政府委員(堀崎潤吉君) あとでございますが、補正後に對しまして、前年度は決算に對しまして八八・二％の収入歩合でございましたが、二月末の

本年度におきましては九〇・三％、つまり二・一収入歩合の向上がございまして。ただし、これには四月末日の日曜日という要素がありますので、それを差し引いて考へなければならぬ。それからもう一つは先ほど来申し上げております三月の確定申告の状況がまだ入つておりませんので、いま申し上げましたように確実な数字を言ひ得ないような状況でございます。

○木村義八郎君 もう一つ、長官に質問する前に主税局長に伺いたいんですが、四十二年度の自然増収は幾ら見ましたか、本年度予算編成で。減税前の。

○政府委員(堀崎潤吉君) 減税前で七千三百五十億円見積もつてございます。しかし、これは四十一年度の減税の平年度化が千億ばかりございまして、実は八千三百五十億円ぐらい見積もつた結果になります。

○木村義八郎君 このうち所得税の自然増収は幾らですか。

○政府委員(堀崎潤吉君) 所得税だけの自然増収は……

○木村義八郎君 減税前の。

○政府委員(堀崎潤吉君) 減税前におきまして二千二百四十五億五百万でございます。法人税が、ちなみに申し上げますと、二千九百二億二千百万。

○木村義八郎君 それで弾性値はどのくらい見ていますか。

○政府委員(堀崎潤吉君) 一・五三でございます。

○木村義八郎君 長官に伺いますが、七千三百五十億の自然増収ですね、これは大体四十二年度予算編成をするときに政府が発表した経済見通しに基づいて、あの成長率に基づいてこれだけの自然増収を見込んだと思ふんです。あるいは昨年十二月に発表したあの見通しに基づいてこの自然増収を見込んだのか。私は昨年十二月のじゃないかと思ふんです。そうでないと、そんなにあれが早くわかりつこないですよ。どつちなんですか。

○政府委員(堀崎潤吉君) ごく最近の数字に基づきまして見込みました。

○木村義八郎君 じゃ、さらにこの成長率は内輪だと見られてゐる。また物価の上昇いかによつても変わつてくるわけだけれどもね。ことに設備投資はこの予想よりもっと大きいと言われているんです。そこで、最近財界ではこの自然増収見積もりは過小だと言つていますよ。さらに三千億ぐらいに乗せられるのじゃないか。どうですか。そうすると、八千億の公債発行はこれは非常に過大ではないかと思ふんです。長官、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 大蔵省は見通しを間違えますときは大体控へ目のほうに間違える役所でございますけれども、しかし、それがどのくらいの額であるかというようなことは、いまからとてもちよつと想像できないように思ふのでございまして。それはただの国会答弁としてでなく、ことしの経済がどういふふうにかから歩きますのか、必ずしもその拡大の一步をたどるというのではないかもしれないし、途中でこの変化が生ずることでもないと言へませんし、私はいまそういう自然増収がさらにあるというふうに考へるわけにはちよつといかないんじゃないか。ことにそれを金額的に、ただいま仮の数字を仰せられましたけれども、ちよつとそれについては私何ともお答へができないように思ふのでございます。

○木村義八郎君 まあそれはたよりない答弁ですけれども、現時点から見れば、大抵、経済企画庁の仕事というのはそういう仕事じゃないですか、総合的に経済指標から見まして、それでこの見通しは発表していいんじゃないですか、この見通しを発表し、この見通しもこれはかなり内輪に見通しなんですすよ。かなり政策的に押へておる。常識的にいって四・五％に消費者物価を押へられると見てゐる人はありませんよ。大体六％ぐらい、こゝろ見てゐるでしょう。ですから私は自然増収を大蔵省はいつも内輪に見積もる。これは大蔵省としては当然だと思ふ、立場上。しかし五百億や六百億の自然増収の多い少ないです。私は前に何回も経済成長段階で歳入の問題についてずいぶん池田

さんとも論議をしました。だから、ことに四十二年度においては自然増収の見積もりは非常に重要な事です。公債発行額と関連しまして。私はどうしてもこの八千億の公債発行をすればその面からも景気を過熱化させる、だからもし過熱の危険が生じたら、つまり国際収支が悪くなる、あるいは卸売物価、消費者物価が上がり出すというときに、これは三千億も予想以上に自然増収がありますよ、必ずありますよ。私はそう確信していますよ。三千億ぐらい公債を減らすのかどうかです、そのときに。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはこういうことではないかと思ひます。四十二年度が進んでまいりまして、ある段階までいきますと、たゞいまよりはもう少しはつきりその辺のことがわかつてまいりと思うのでございまして、経済がどちの方向に動くかということが、そうしますと、ある程度大まかには八千億全部を発行しなければならぬのか、あるいは相当の節約ができるのかという見当がついてまいりますと思うのです。そうしましたら、かりにそういうことになれば、その段階からの四半期ごとの発行量を調整していけばいいいんではないか。ただ、それがそのとき次第だと思ひるのでございまして。たゞいまから三千億あるからというて、それをもうそれだけは削れるだらうというやうな即断をするわけにはやはりまいらないので、年度が進んでいきますと、その時点、時点で判断したらいことじゃないかと思ひます。

○木村義八郎君 それはいろんな指標から見まして、そんなたよりない御答弁している時期じゃないかと思うのです。それは前に、三月三日の閣議で、長官が警戒論を言つて、新聞ではいろいろ若いくせになまいきだとかいつて批判されていましたけれどもね。それはほくは長官のあの警戒論は、その後もつと私は何とか真実性を持つてきていると思う。何も別にまた警戒論をここで繰り返して、あなたを袋だたきにさせようというわけじゃないのです。私はその後やはりいろいろの経済指標の動きを見まして一そうその感を深く

しているんです。というのは、しよつちゅう日本の経済の変動のあれを繰り返すことはよくないわけですね。このまゝいきますと、また国際収支に問題が起こり、またデフレ的になつて成長率は低下する、そういうことをまた繰り返して、それで物価のほうは不景気になる一方だ、こういう状況が必ず訪れると思ひます。それで最近、全国銀行協会の連合会が四十二年度の資金の需給を発表しました、御承知のように。これによりまして、資金不足が一兆一千二百億に達して、四十一年度実績見込みの二倍近くになるという見通しなんです。この中には、国債の消化というのも含まれて資金不足になつていくことになつておるのですが、それをどうして調整するかといへば、結局私は、日銀のすでに発行した国債の買いオペとか、あるいは貸し出しの増加とか、そういう形でこれは調整されていくと思ひます。そうなければ明らか

にこれは通貨膨張、インフレになつていくのでありまして、実質的には八千億の公債が日銀引き受けと同じことになる可能性は、公算は非常に大きいと思ひます。その点はどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いまの資金不足一兆一千億という数字は私も見たことは見たのでございしますが、内容はこまかくは当たつておりません。おそらくまあ金融機関でも手持ちの証券もございまして、いろいろ流動化し得る資産もございまして、その辺のことはあの計算にどうなつておるのか、そこにもひとつ問題があるだらうと思ひます。私どものほうは大体とんとんくらいになるのじゃないかというのを考えておるわけ、だいたいふんその間に見方の違いがございまして。しかし国債のオペレーションをするにいたしまして、先日来、総理大臣がしばしば申し上げておりますように、一年未満のものをオペレーションの対象にすることはないわけでございますから、したがつて、まあこれはこんなことを申し上げるまでもございせんが、既発行の国債は、これだけの仕事をして、そしてオペレーションに買われてい

くわけでございますから、物と金とが直接日銀引き受けになる場合に生ずるようなアンバランスというものは生まれません、これはもう申し上げるまでもないことでございますが、その一年未満は取らないという立場をくすせば別でございますが、くすすつもりはございせんので、そこから貨幣だけがふえるということにはならないと考えるのでございまして。

○木村義八郎君 その点は長官まだよく御存じないのです。この前、四十一年度予算のときすいぶん議論したわけですが、市中銀行が何もう当年度に発行した公債だけを持つておるわけじゃないのです。日銀の買いオペの対象になるのか、貸し出しの対象になる、有価証券はそのほかにも一兆円くらい持つています。それを日銀に持つていけばいいのです、買いオペの対象にするなり。ですから前に福田さんにも質問したところとあるのです。社会党さんが、一年間はオペの対象にするな、貸し出しの対象にするなとか、ましく言われますからそうしたのですけれども、実際には意味がないのですと云つています。それは全然意味がないわけじゃないのでしようけれどもね。だつて片方ではかの担保を持つていけばオペの対象になるものを持つておるのです。それでしよう、それで前にも銀行協会の方を呼んでこつて公聴会やりました。だからそういうこととができる、だからそんな心配はないということになると思ひます。そうじゃなければ市中銀行に引き受けさせられるはずがないです、政府が。そうじゃなければ強制引き受けみたいになる。強制引き受けじゃないというの、資金が逼迫すれば資金の需給を困難にしないようにするといふことになつておるのです。ですから一年買ひオペの対象にしないとか、貸し出しの対象にしないから通貨膨張にならないというの、これはあさはかな考え方なんです、しろうとの考えなんです。ですから、ですから、そんなことでこの公債発行の問題を考えたんでは、これは全く實際と違つてくるんです。その点はわれわれは甘く見

ておりません。政府がそんなことを言つたつてだまされせんよ。長官はだますことを言つておるのじゃないでしようけれどもね。それは違ひますよ。それは知らない人にはそういうふうな答弁してもいいかもしれないけれども、それじゃ納得しませんよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは質草になる金融資産はたくさん持つて市中銀行はおりますから、何も国債を出さなくてもいいのだとおっしゃる限り、それでございましてけれども、そういう金融資産というものの、質草はそれだけの生産的な役割りを果たしておる、あるいは果たしつつあるものでございまして、政府が発行した国債がすぐさまつたぐに日銀引き受けになる場合とは、もう物と金とのバランスは明らかに違ひますのでござい

○木村義八郎君 それから公債だけじゃないんです。政保債も前年度より千億だけ発行するわけですよ。政保債も、それから地方債もそうでしよう。全体を見ますと、その資金不足が一兆一千二百億になるのであつて、この尻がどうしたつて日銀券の膨張にならざるを得ない。そういうところから、インフレなり物価値上りになると思ひます。今後、日本のインフレの形は二つの形をとつてくると思ひます。一つは国際収支が悪くなるという形、もう一つは、卸売物価が上がるという形。ですから輸入をふやせば卸売物価をそんなに上げなくても済む、そのかわり国際収支が悪いという形によつてインフレの形が出てくるのです。ですから通貨を膨張させる、それで物価を上げたくなければ輸入をふやせばいい。それでしよう。そのかわり国際収支は悪くなる。国際収支を悪くさせないといふれば、輸入をふやせませんから、そうすると資金量が多くなつて、物との関係で物価が上がるを得ない。しかし、自由貿易が行なわれたいるんですから、結局物価が上れば輸出意欲が停滞するでしよう、国内に売つたほうが得ですから。それで輸入がふえてくる。そのことがこの見通しにはつきりあら

ておりません。政府がそんなことを言つたつてだまされせんよ。長官はだますことを言つておるのじゃないでしようけれどもね。それは違ひますよ。それは知らない人にはそういうふうな答弁してもいいかもしれないけれども、それじゃ納得しませんよ。

われているんじゃないですか。先ほど長官も言われましたが、はっきりあらわれていますよ。四十一年度の当初の輸出入の伸びの見通しと、それから最近の見通しと、それから四十二年の見通しとでは、四十一年の見通しよりさらに悪くなっております。輸出の伸びが一・一％輸入の伸びが今度伸びがさらに多くなる。だからその点では非常に何と云うのですか、重大な変化があらわれている。こういふものを含めてやはりインフレ的な現象と見なければならぬのです。輸出が一・一％の伸びに対して輸入が一四・八％です。そうすると、四十一年度当初の見通しは、輸出の伸びのほうに輸入の伸びより大きかったのが、逆になって、輸入の伸びが多くなってきた。こういうインフレ財政を続けていけば、こういう傾向はますますひどくなる。こういうのをインフレ的と言いますよ、われわれは。ですから、そういう点を甘く見ないで四十二年度の予算を私は考えなければなりませんし、今後直すことができないというなら運営をやつていかなければならぬでしょうけれども、その点が中立的な予算であるとか、事実上合わないのに、いまだにそういう説明をしておることは、私はそれは誤りである。国民にほんとうのことを正しく伝えない。実は四十二年度予算編成のときに、経済の成長をこの程度に見たけれども、その後非常に大きく変化したから、これはそのころと事情が違つてきているんだから考え直さなければならぬのだと、はっきりそう言われたいと思つております。それなのに何かつじつまを合わせるようなことを言われているのは私はよくない、正しくない、国民に正しく伝えない。このことは事実となつてあらわれてきますよ、すぐに、この下期あたり。その点は、長官が最初警戒論を出したんですが、その点はますます私は警戒論を強めなければならぬ情勢になつてきているのではないかと思つております、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いまの輸入のところが、これはちよつと私違つた考えを持っております。ご説はちよつと私違つた考えを持っております。

で、つまり一方で輸入が自由化されておるわけでございます。それは非常にいいことなので、政府はしたがって輸入を押える意思もございませんし、また押えることもできない。それで私はいんだと思つてございませう。国際収支との関係は、冒頭に為替銀行のポジションのことを申し上げました。確かにこの二年ばかりで非常によくなつております。したがって、まあ国際収支の天井というものを、昔言われたような意味で私どもあんまり心配しなくてもいいんだ、むしろせっかく貿易でしつかり稼いで資本輸出にもなろうというんですから、そういう姿を今後とも続けていくべきだという意味で国際収支の問題を私ども考へておるわけでございませう。ですから、国際収支が危なくなつて、輸入を政府がどうかしようというところは必要もないと思つて、そういう意図は全然ございませんし、でももしないことだと思つて。それで、確かに四十二年度は輸出の伸びより輸入の伸びのほうが多いと見ておりますのは、それはやはり景気回復に伴う、従来の二年近く止まつておりました設備投資が、やはり行なわれ始めるということからくる当然のもので、長期的に言へばこれはやはり一つの季節的なフラクチュエーションだと、こう考へていいんじゃないでしょうかと思つて。それから後段のことでもございませうけれども、私は別にどこか向かつて遠慮しているのではありません。で、正直のところ、一月、二月だけの統計では、両方ともちよつと普通の月でございませうから、もう一つさだかにどつちに向かつて経済がいくのか、まだ言えないような気がいたしました。で、あるいは木村委員の御指摘になりましたような方向であるかもしれない、あるいはそのうでないかもしれない。もう少しほんとは様子を見るのがほんとうなんじゃないでしょうか、それならなせあの機会にあつたことを言つたのかと申しますれば、一つはこの三月から四月にかけて各企業が新年度の設備投資の計画を銀行に提示をしていろいろ相談があるわけでございませうから、その

ときにシニア競争のようになつてきた返さないうちに前もって申しておく必要があつたということ、それは産業金融に対して望むこととございませうが、労使に対しては、春の賃金決定というものが国民経済的に非常に大きな影響を持つものでございませうから、それについてなるべく穏やかな程度に願ひたいというのを言いたかつたのと、それから政府自身のほうは国債を減額して心がまえを示す、こういうようなことを当面のねらいとして少し早目に申したということとございませう。過熱をするんだというふうに申したわけではございませう。いまでもまだ私はそう思うだけの理由は持つております。注意をしなければいけないというところは考へておるわけでございませう。○木村福八郎君 長官、いま国債発行下の財政経済になつたんですね、この国債は一ぺん発行してしまつたとなかなか翌年度において、八千億国債を発行したから、全部これをやめて税収に頼るといふことはできないわけですね、一挙には、そうすると、毎年毎年、前年度に発行した公債の上積み上積みにならざるを得ないんです、実際問題として、そうなる、将来の日本の財政経済が非常に不健全になる危険性がある、四十一年度の公債発行下の日本の経済というものを十分ここで検討評価しなければならぬ、私は公債発行によつて財政インフレーションが起きた、つまり卸売物価値上げが予想〇・七％が四％にも上昇する見通しとなつた、輸入が逆になつてきているということ、かなり私は長期的にみてこういう傾向が続くのではないかとみています。一時的なものとは私はみていないんです。というのは、一番基本的原因になるのは公債発行なんです。これは簡単にやめられないということなんです。一たんスタートしたらと。ですから、そこに問題があるのであつて、それがわれわれ公債発行に非常に強く抵抗したのは、一たん発行してしまつたら、もうやめられない危険がある、したがつて、四十二年度も輸入の伸びが逆になつていくことは、いま長官はこれは一時的な循環的な現象にすぎないと言われておりますけれども、私はそ

うじゃないと思う。もう四十一年から日本の経済は四十年の当時と交わつてきているんですね。公債発行下の経済であるということにこれは十分留意しておかなければならぬと思つております。それで長官としては過熱化する過熱化するということは言えないで、立場、しかし、これは事実が証明してくれるものである。すなわち、設備投資についてシニアの拡大競争を起し、それが、それを事前に調整するような警告的な意味で、そういうものも含まれていると思つて。現に鉄鋼のシニア拡大競争がとにかく調整つかないんですね。従来もそうだったわけですが、従来もシニア拡大競争がなかなか調整つかない。権力でやらせれば統制経済になつてしまつて、そのところが非常にジレンマであると思つて。これは議論になりますから、次に時間もなくなつてしまつたから伺ひますが、消費者物価の値上がり四・五％と一応見通してありますが、しかし、今後野菜なんか循環的にこころは高くなつていくといわれております、もうすでに牛乳も上がり、いろいろ消費者物価はもう、政府管掌の保険料の引き上げもありまして、私は四・五％ではどうしてこればかりはあつた、もしおさまるといふなら、どういう対処によつておさまるといふ自信を持っておられるか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 消費者物価は御承知のように積み上げ計算はできないものでございませうから、いたしておりませうんですが、まあ四十一年度の場合五％でおさまるであらう、その場合にも四十一年には正月に米が上がりまして、それから私鉄、国鉄、郵便料金、かなり大目のものがあつたわけでもございませう。それに比べて四十二年度の場合、ただいま予定されておりますのは十月からの米でございませう。それも年度に及ぼす影響はしたがって半分になるわけでございますから、四十一年度が五％でおさまつたとしますと、四十二年度の努力目標として四・五％というものは私はそんなにできないことをいつて

よりなことではない。確かに野菜、生鮮食料品がもう一ぺん四十一年度のようになりまくいますかどうか、それはわからない点がございますけれども、それに多少の動きがありまして、四・五％というのはいささか希望のなと思いますか、できそうもない目標ではないと思うのでございます。相当努力をしなければなりませんけれども、やってやれないほどの無理な見通しではないように思われます。

○木村福八郎君 主税局長に伺いますが、消費者物価値上りがかりに五％とした場合の物価調整分はどのくらいになる計算ですか。

○政府委員(塩崎潤君) 私どもは一％あたり約七十億円といういままでの約束どおりの計算では見積もっておりますので、四・五％約三百億円といっておりますが、それからやはり五十億円ばかりふえまして三百五十億円ばかりと推察されます。

○木村福八郎君 計算のしかたはいろいろあると思いますが、前に中山伊知郎氏が税制調査会で答申しましたね。あのときの答申では、大休所得税の三割、自然増収の三割、物価が五％上がった場合、そういう計算でした。

○政府委員(塩崎潤君) その点につきましては昨年御説明申し上げましたように、中山方式と申しますか、あの計算方式では最高所得階層まで物価上昇の結果ノミナル所得がふえる、その分まで調整しなければならぬ、そういう計算でございます。その中で、それはどうも少し考へ方としてはおかしいのではないかと、消費者物価の影響は税制面への影響、つまり課税最低限への影響だ、こういうことで私どもは計算を出しまして、大体このほらがいいのだというようにございまして、それがいいま申し上げました一％あたり七十億円ということでございます。

○木村福八郎君 私はそれでも一％七十億、三百五十億でしょう、物価調整分。だから、この物価調整分を引いたのが、これが減税というふうに理解すべきじゃないですか。

○政府委員(塩崎潤君) これも約束でござい

す。約束といたしましては、消費者物価調整減税を引き出したものが実質減税というふうに言われるならば、そのとおりだと思います。

○木村福八郎君 そうすると、四十二年度千百億減税して約三百億、登録税、利子税等で八百億でしよう、この残り八百億からこの三百五十億引いたものがいわゆる実質減税じゃないですか。

○政府委員(塩崎潤君) その数字になりますと、私は千百億から引いていただきたい。所得税の減税を対象とすべきでありまして、引かれるべき三百億のうちの中身が、先生いつも御指摘の利子配当分、あるいは交際費、それによる増収分でございます。さらにまた印紙税、登録税は増税というよりも、まあ、これまでの経済の実態に合わない低額税等の手直しでございます。その負担はむしろ企業の利益の中から私は払われると思ひますので、そういう面では所得税の減税千百億から引いたものを約束としての実質減税として御計算いただければいいかと思ひます。

○木村福八郎君 私は一応、中山方式でやれば六百六十億になるのです。二千二百四十五億が所得税の自然増収ですから。今後さらに自然増収が予想されるとすれば私は九百億ぐらいになると思ひ、中山方式ですと、三千億の所得税の自然増収とみれば、三割として九百億、それから百歩譲って、さっき言いましたように千百億から五％、消費者物価が上がった場合に一％七十億の増収になるわけですね。名目実質増加による累進課税によつてその分引きますと七百五十億ですよ、百歩譲つてですよ。そうしたら八百億減税いかにないじゃないですかね。それでしよう、そういう点。それから消費者米価値上げによる千二百億の負担があります。それから四百九十四億、政府管掌の料率の引き上げその他の負担があるわけですよ。そういうふうに考えますと、減税というけれど、それは物価値上り等によつて帳消しになっているじゃないかという、こういう考へ方があるわけですよ。これは暴論ですか。

○政府委員(塩崎潤君) 消費者物価調整減税とい

うのは一つの考へ方だろうと思ひます。そこで、いま先生が三百億あるいは三百五十億を千百億円の所得税の減税から引き出したことは私は一つの考へ方だと思ひます。しかし、そのほかにも一つ消費者米価あるいは健康保険料の引き上げ、これと減税額と比較しますことは二重に引いて計算したことになる。消費者物価の上昇の中には消費者米価の上昇も含めて四・五％、こういうことになるので、その点は所得階層によりまして必ずしも減税の及ばない面まで考えますと問題を生じますが、若干重複して引いた面もござい

ますので、その点は問題かと思ひます。

○木村福八郎君 全部じゃないですよ、所得税を納めることのできないような人はこれは負担するのですよ、それでしよう。そういう人はかなり多いわけでしょう。ですから、全部重複するとは言いませんよ。しかし、私の言わんとするところは政府がいわゆる減税といっているけれども、実質的な減税は物価値上りその他によつて帳消しになっているというところを言うのであつて、ただ、ここに総理大臣を呼んでくれればいいのですけれども、いま呼んでこれられないから言うのであつて、長官、言つておいてください、総理大臣に。佐々木委員長が衆議院の演説で質問したので、帳消しになるじゃないかと言つたときに、そういう暴論はやめてもらいたいということを総理は答弁しているのですよ。暴論であるかどうか、いま私は実質的に物価調整分とか、その他の物価値上りによるいろいろな国民負担を考えれば、実際には減税効果というのとはほとんどなくなつてゐる。減税というのとはそれによつて国民の暮らしが楽になる、そういう減税を欲しているわけですよ、国民は。だから、これは主税局だけではそれは減税だけを考へていればいいのですよ。主税局は減税ですよと言つてゐる。しかし、全体として政府が考へる場合には、一方で減税して一方で取つたらこれは何にもならぬわけですよ、実質的には。ですから、その点は長官どういうふうに考へているのですか。あとでまた総理にこの点はたださなければならませ

るけれども、この法案を上げる前に総理に来てもらつてもう一ぺんはつきり総理から答弁してもらわなければならぬと思いますが、企画庁長官としての立場としてどういうふうにお考えですか、この点。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私はいままでのこの委員会の大蔵省の御説明するいろいろな約束等を存じませんので、私は減税はやはり減税として、つまりノミナルなものを考へるのがほんとうなんじゃないだろうかと思ひます。

○木村福八郎君 それでいいですよ、ノミナルである。それで、主税局長、あとで資料を出してください。ずつと、これは泉さんが主税局長のころから約束してあるわけですが、政府が減税といつて発表するときには、物価調整分を引いたもので発表すべきです。両方発表すべきであるということをお約束を取りつけてあるのですよ。そういうふうにいいたします、今後いたしますと言つておいて、いまだに実行してないのです。

○政府委員(塩崎潤君) 資料はもうすぐにも御提出申し上げることができると思ひます。これは全く、いま企画庁長官のお話にありました、約束でございますので、はたしてこれが減税と考へるべきかどうか、いろいろな意見がございまして、約束として計算すればすぐできるわけでございますので、資料として私どもは御提出申し上げたいと思ひます。

なお、いま減税と消費者米価あるいは健康保険料の引き上げ、これとを対比されておりますが、確かに生活の面から見ますとそういうようなことがいえるかもしれませんが、私どもは所得税の減税は、やはり所得税の負担が重いから減税、そういう意味では私は長官と同じ所得税の減税はノミナルで見ると思ひますし、健康保険料あるいは消費者米価の引き上げはまた別個の理由、つまり消費者米価につきましては、背後にありますが、この国民所得の増加とか、あるいは食糧会計の赤字とかいろいろの理由がございまして、それから、別の面からの引き上げであつて、それは国民所得の増加の中でどういうふうな吸収されるかと

れます。しかし、労働力需給の逼迫に伴って、それが生産性の低い部門の価格・料金の引き上げに

転嫁され、消費者物価上昇の大きな原因となっていることも否定できません。このような現状にかんがみ、国民経済全体の立場から、名目賃金よりも実質賃金を重視して考えるべき時期にきているものと考えます。い、こういう演説をされている。それから総理も、総理の演説で賃金と物価の部分に触れております。これは春闘を控えて意識的に、そういふふうに言及されたと思うのです。そこで、これはさつき質問しましたが、近代国家の物価値上がりの原因は三つある。ウエージ・プッシュが一つの原因になると言いましたね。デマン

この長官の演説からみますと、この所得政策を頭で考へているように私も考へるのであります。それで、うものを頭に置いて、いよいよ日本でもう所得政策を実行する必要がある段階にきている。それで、総理と同じような演説をしているんです。賃金と物価についてはですね。これは私は非常に重要な発言だと思ふのです。そこで伺ひたいのは、日本のこれまでの賃金と物価との関係、それから生産性との関係をどういふふうに考へておられるか。賃上げが物価値上げの原因だと、こゝいふふうにいわれておりますけれども、それは賃金と物価との関係ないとは思ひませんが、日本の場合、賃金の引き上げが物価値上げの原因であるといふふうに

に解釈していかどうか。いつも長官は、大企業で賃金が上がると、そうすると、賃金は平準化していつて、生産性の低い方面の賃金が上げられる。そうすると、その生産性の低いところでは生産性向上によってカバーできないから、料金の引き上げとか、そういう形で物価を押し上げていく、こう説明しておられるのですが、したがついて、そういう場合に、物価値上げを押える物価政策として賃金を押える、こういういわゆる所得政策、生産性向上の範囲内におけるそういう政策を打ち出すということになれば、これは私は非常にと重大な影響を今後及ぼしていくと思うのです。そ

まいりましたから、いわゆる生産性の高い部門と低い部門との間でその賃金の伝播があるということとは、これはもう疑いない事実だと思いますし、生産性の低い部門ではそれを価格なりサービス料

金なりに転嫁をする。また米の生産者価格が形成される段階でも、三分の二は都会の賃金の上がり
を反映するわけでございますから、そういったや
うなことをいろいろ考えますと、つまり生産性の
向上分というものを賃金だけにとる、あるいは利
潤だけにとるということではなくて、やはり消費
者にもある程度均てんさせるべきではないかとい
う、そういうものの考え方はだんだん各方面
で持ってもらいたいものだ、いまの段階では、
いわば啓蒙のような段階かと思いますが、そうい
うことはもう労働事情がよくなる見込みがござ
いませんで、私としては機会あることに申したい
と思っております。

○木村禮八郎君　その点ですね。春闘を控えて賃上げ、大幅賃上げについてある程度控へ目にしてもらいたいというような希望をこめて、こゝものを言われておりますけれども、その場合、日本の賃金と物価と消費安定についてののはっきりした資料がない、データがない、こゝ言われますがね。これは私は非常に怠慢ではないかと思うのです。経済企画庁に経済研究所というのがあるんですよ、予算とつてやっているんですよ。いままで一休をやってきたんですか、そこで。こんな重要

な問題について具体的なデータがないという方法はないと思うんですよ。私はあそこの研究所の、賃金と物価と生産性を研究した資料を一部もらったこともあります。それから、それがまあ正確とは言えないかもしれないけれども、もっと積み上げていかなきゃなりませんが、それははつきりと、これまで賃金が上がってきた一番大きい原因は、労働の需給関係だという結論になっているんですね。労働の需給関係から賃金は上がってきていると、物価との関係では、むしろ需給関係から十の二乗ろまで賃金を上げるべきが、物価関係によって実質的にはそれ以下になっていると、こういう結論

なんです。つまり、物価が三%上がった場合、賃金は物価に対しては一%しか上がっていない、だから、そういうやっぱり理解をしておかないと、賃金についていろいろ政府が言われますが、単に利潤の分配について、消費者と企業と労働者と公平に分配して、労働者だけが賃金の部分にそれをたくさんとってはいけません。これは一応日経連なんかで前に言っておりますし、それから所得政策をいギリスやアメリカで打ち出す場合にそう言っているわけですよ。ですから、日本の現実はそのうちやらないと思ふんですよ。また日本の労働組合が弱いなと思ふ。弱くて労働の需給関係によつて当然さまるべき賃金水準を、それさえも維持できない。物価値上がりによつて実質的に下がつちやうていふんです。さつき長官は、三十六年から四十年まで五年間をとると、国民生産性より賃金のほうが上回つていて言いましたけれども、これは名目なんです。名目では国民生産性が一・四、賃金が二・二、賃金のほうが多いです。上です。しかし、実質的には国民生産性のほうが六・七で、賃金のほうが五・三です。賃金の上昇率のほうが低いんです。ですから物価の値上がりがいかに賃金——実質賃金を低めていくかという、このことはやっぱり十分に認識されてですよ、そうして春闘なり、あるいは今後の賃金に対して発言されませんと、私は何かこの物価対策として賃金を押さえれば——まあ賃金をさへは申しませんが、賃金を押さえることが物価対策のかなり重要な政策のようにどうも考えられやすいのですが、それは日本の現状では間違つていて、このことははっきりさせる必要があるのじゃないかと思ふんです。まあ所得政策といふことは使ひのを慎重にされていると言いますけれども、これを慎重にするだけじゃなくて、中身はちゃんと、実質的な所得政策をやる。やらぬのでは困るのである、その点これは真剣に、われわれも根拠のない議論はしたくないですからね、やっぱりこれについては具体的なデータを——アメリカあたりでもこの点は実際に調査してみると、なかなか

かそう簡単なものじゃない。賃金と物価と生産性が言われておりますから、その点もわれわれは認めておりますから、客観的に、十分にこれは調査されて、そしてまあ、あんまり片寄つたさういふ所得政策をやるということはいささか不自然に希望しておきますが、それについてひとつ御答弁をお願いしまして、私の質問はこれで終わります。

○国務大臣(宮澤喜一) 確かに生産性の計算は、製造工業なんかは比較的附加価値が出ますので計算がしやすいと思ひますが、農業とか、サービス業になれば、どういふふうに計算をするのか、その方法論から問題がございしますので、先ほど申し上げましたように、経済審議会でも、おそらく学者の方になると思ひますが、中心にしばらく研究をしていただきたいと思つております。そういう、みんなが一致し得るような基礎の上に立たなければ、軽率にあまりその関係について、かくあるべしという議論はしてならないということについては、私もさういふ心がまえでおります。

○山本伊三郎君 時間が相当制約されておりますのであります。経済企画庁長官に若干——大蔵大臣が見えるようでありましたから、その前提として、ひとつお尋ねしたい。

私の質問はその性格ですが、あなたなり、あるいは政府が国会で発言された、また資料を出された、その範囲内において、時間もございしませんので率直にお聞きしますが、四十一年度の経済成長は、あなたのほうの報告は実質で九・七%、名目で一五・二%ということが言われておるのです。この上昇成長率から見ると、四十二年度の成長率が九%見込みということでありまして、先ほど木村委員にも答弁がございましたが、私も、どうも四十年から四十一年度ずつと経済指標を——きよは時間がありまじやうから言いませんが、見ますと、四十二年度は若干成長率を抑えて見込みを立てておるのじゃないかという気持ちがあります。この点について伺ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 四十一年度の場合には、比較になりました四十年度が非常に成長のな

い年でございましたから、したがって、比較としてはかなり高い率になっております。今度は四十二年の場合には四十一年度との対比でございしますから、したがって、相当床が上がつてきておるというところを、まず前提として申し上げる必要があると思ひます。私どものこの四十二年の見通しが多少抑えきみではないかと云われまはすのは、経済運営の基本方針にも書いてございしますように、この経済見通しを実現するためには、かなり各方面で努力をしなければならぬし、また政府としても臨機の処置をしなければならぬ場合があるかもしれないと思ひます。さういふ場合には、ほつておいて、こうなるのだというふうには言えないので、やはりひとつこれを実現するためには、みなで相当の努力をしようではないかという意味合は確かにございします。

○山本伊三郎君 一つの指標を見ましても、経済成長の前提として、先行き指標といひますが、昭和四十一年度の第三四半期と第四四半期の機械受注の上昇率の傾向を見ますと、四十一年度よりも、これは私の感じ、見込みですが、四十一年度よりは、やはり経済成長率が高いという気がするのですが、いまあなたが言われたように、いろいろの努力をして、それを抑制しなければならぬとか、その努力が、いまの政府のいわゆる自由主義経済では、誘導する政策はとれても、法律でそれを規制することはできない。したがって、もしそれが、努力が足らぬで経済成長率が上がる、これは物価にも影響する。また税収にももちろん大きな影響がある。したがって、その点が努力されるかと言ひますが、はたしてさういふ、これに書かれておるような事態が、私は努力するせぬは別として、出てこないのじゃないかと思ひます。あなた自身がやつてやれさうだということでは、私はそれ以上聞いたところで、あなたの自信を聞くだけで……それをひとつ。

○国務大臣(宮澤喜一) 見通しでございします。これは客観的にこうなるであらう、なりさうであるというよりなことで、さういふではな

いかというふうな努力目標と、いろいろな要素から成り立っておりますから、ほつておいたら自然にこうなるというふうなわけのものとも違ひますので、まあ政府は、たとえば財政を通じていろいろな方法を持っておりますし、また金融のほうにもさういふいろいろな方法がございしますし、それから設備投資をされる側でも、先の経済予測いかんで、その投資の態度をいろいろに変えるわけでございますから、単なる誘導というよりは、もう少し実体的なものをみんなが持つておる、さう考へます。したがって、これでいけるだらうかという御質問であれば、これでいきたいし、いけると考へていひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 長官がさう言われたならば、私はそれ以上追及しませんが、いまの日本のこの四十一年度から四十二年における経済の各指標から見て、単にいま言ひました機械受注の傾向だけではない、その他の経済活動その他を見ましても、非常に私は過熱になる傾向が出ておると思ひます。あなたは、先ほど木村さんにいろいろと言ひましたが、努力されるのでしようが、しかし、その努力がいつも国会初めに、予算案を出すときには、さういふいろいろ、政府は努力すると言ひますが、現実になると変わつてくるのです。さういふ点が私としては非常に不安であるから、その点を追及したのですが、九%でかりに押えるとして、物価の上昇は四・五%ですか、それで一応押える。それは自信ありますか。

○国務大臣(宮澤喜一) これは先ほど木村委員にも申し上げておたわけでございますが、四十一年度が五%で済む、しかも、この五%はかなりの皆さんの公共料金の値上げを含んで五%でございしましたので、四十二年四・五%という目標を掲げることは、私はそんなに無理なことを言つてゐるのではないと、さう思つております。

○山本伊三郎君 経済成長率は一応言われたようにして、これは別個にして、ほかの消費者物価の上がるいろいろの条件というものが、まあ消費者物価は、それはもう触れませんが、その他の料金

の引き上げというものは相当出てくる。たとえば地方公共団体においても、水道料金、あるいはその他都市交通の料金の引き上げ等々、もう限界にきておられるか、この点をひとつ伺いたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 四十一年度が米、国鉄、私鉄、郵便とございましたのに比べますと、四十二年度は、いま予想されるものは、米だけでございまして、その点から申しますと、圧迫要因が少ないと思えます。それからいまお尋ねの、そういったような料金の値上げを一切認めないかと言われますが、私は別にそういうことは考えておりません。

○山本伊三郎君 そうすると、現在そういうものの要素を入れますに四・五％ということを見込まれておられるか、そういう要素が出てきたならば、それ以上上回るという逃げ道をもっているのか、その点をひとつ。

○国務大臣(宮澤喜一君) これも先ほど申し上げましたこととございしますが、これは積み上げ計算をいたしたものでございまして、したがって、この要素はどうか、あの要素はどうかという御質問にはちょっとお答えがでない性質のものなんです。ございしますが、消費者米価の値上げが十月にありそうだと、大まかな幅はこれくらいではないかというふうな点は、およそその見通しを立てますときにある程度見当はつけておりました。

○山本伊三郎君 そうすると、そういうものはやるといふ政府の——その他の公共料金、そういうものはやらないというのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般に公共料金は何でもかんでも押さえるつもりかという御質問に対しては、別にそういう押さえるつもりはございしません。ただ、昨年のように私鉄とか、国鉄とか、郵便とかいうものの料金はことは動きませんので、昨年との対比においては、こういうふうな申し上げたわけでありまして、

○山本伊三郎君 そうすると、そういうものはやらないけれども、その他のものについてはやらないというところは言っておられないですね、やることもあるということですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) どこかの都市のバスの料金を上げたいとか何とかいう問題が起りましたときに、それは一切認めないというふうなことを申すつもりはございません。

○山本伊三郎君 それはどこかの都市という、物価の指数にあまり影響のないということではなくて、相当私は大きく出てくる気がする。その経済が行き詰まっておくことは事実です。あなたもよく御存じのとおりだと思えます。それからタタシ料金が値上げの申請をしておる。いろいろそういう要素がある。そういう要素を政府はどう判断しておられるかというのを聞きたい、いまのことと違うが。

○国務大臣(宮澤喜一君) 判断と言われますのは……。

○山本伊三郎君 物価の上昇率四・五％ですか、ということを確認されておられますが、そういうものが出てきた場合には、これは動く可能性があるのかどうかという事です。

○国務大臣(宮澤喜一君) それでございしますから先刻申しましたように、積み上げた計算はいたしておりませんから、よほど大きなものが出てくれば別でございしますけれども、そういうものはいま申しましたようにございしませんから、この四・五％そのものに影響するといふふうには考えないといふに申し上げたいと思えます。

○山本伊三郎君 それじゃ聞きますが、物価上昇の一番の要素は、これに書いておられますが、生鮮食料品、そういうものが安定を保っているから、たとえばそういうものが出てきたところであり、要素にならないと、こういう考え方ですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) 具体的に言われまして、四十二年には安定しておったわけ、それがむろん自然のおてんとさうさのおかげということも多うございしますけれども、他方で、加工とか、

貯蔵とかという系統の施策がかなり進んで需給関係が安定してきたということもございしますので、それで昔のように大きなあばれ方をすることはなからう、こう思っております。

○山本伊三郎君 ぼくは政府の考え方が甘いと思えます。乳価の小売り価格の引き上げの問題もいままで論議されておらなかった、突然そういうものが出てきておる、いまの経済事情というものは、非常に簡単に動いているんじゃないですよ。生産者と消費者の間でいろいろ物価体系においてまだ非常に混乱しておる時代ですよ。それをぼくは四・五％に押さえるんだというところでやられておるが、私はむしろあなたの立場を心配しておるんですよ。去年は五・五％と言われた、これはむしろちゃやな見込みですよ、五・五％に押さえると。押さえるどころじゃないですよ、今度は一％下げた四・五％にされておるが、ぼくは四十二年度は経済成長はあなたに自信を持てこれであるのだと言われたから、その点私は納得しましたが、その他の物価の上昇の要素というものが出てくるという判断でおるんですかね、乳価の問題でも、どうですか、あの生産者の要求というものは、これは押さえられないですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 生産者がもう少し手取りを多くしたいという、そういう要求は私は無理でない、無理からぬことだと、乳価の場合、現在思っております。ただ、だからそれが全部消費者価格に転嫁されるということは、何もそうならなければならぬ理由はないので、途中で吸収できる部分がありはしないか、こう考えておるんですよ。

○山本伊三郎君 ぼくはこれを見ましたが、経済成長——鉱工業あるいは農業等と書いています。農業の成長率は三・二％ですか、昭和三十五年の池田内閣が高度経済成長政策をとって以後、農業生産の経済成長指数はほとんどに微々たるものですね、これはあなた言わぬでもわかっておると思ふんですよ。鉱工業の成長率は本年で二〇〇ぐらいになつておるんじゃないですか、一七〇—

八〇になつておるんですね。したがって、農産物のいわゆる価格は、消費者価格が上がるというところは抜かしても、あなたも言われまして、成長しないから、価格を上げてもらうという農民は生活できない。したがって、私に言わせたら、いまの政府のやっておるの、ちょっと論点は変わりますけれども、鉱工業中心に一応経済成長をばく大に見込んでおるんですが、農業生産は、これは天候とか土地に支配されますから、鉱工業と同じような成長でいかないというところは知っていますよ。そういう成長率をもって農産物を、いま言われた生鮮食料品、野菜その他を押えるといつても押えられないと見ている。どういふ政策をやられるかわかりませんが、生産者を指定するとか、生産者と消費者の需給を調整するとか言われておられますが、コールドチェーンなんかをやると言われておられますが、生産者の農家が必要とする生産者価格というものはいま成り立っていない、そこに一つの大きな問題がある。生産者米価の引き上げの問題がそこにある。それをあなたは簡単に、こゝでそういうものが安定したからと言われるけれども、これは本年も生産者米価の問題もあるし、またその他の農産物の問題も出てくる。ところが米価については一つの統制といいますが、そういうものがありますからいいけれども、野菜その他についてはそういうものはない。したがって、どれだけ生産者を指定されても、野菜なんか安定しておるというよりも、むしろ今後安定させるためには、ある程度上げてやらなくちゃならぬという事態がくると思ふ。肥料は上がる、肥料はさう大きく上がつておりませんけれども、あるいは農機具の問題その他農家の必要な生活費なんかさう上がつてきておる、したがって、あなたの言われるのは、生鮮食料品、特に農産物の価格が上がるように安定すると言われなければならない、むしろ逆に、農家からいうと、そういうものを上げてもらわないと安定しないという主張が強い。それはいまの乳価にも該当する。そういうことをどういふぐあいに見ておるか

ということを実はあなたに聞きたかつたんです。
○国務大臣(宮澤喜一) 思想としては大体御指摘のように私も思っております。

○山本伊三郎君 思想的にと言われると、ちよつとむつかしいんだけれども、哲学じゃございません、こんなもの、哲学を論じても教室ではないから、具体的に政策を論じてほしいんですがね。私は生鮮食料品、特に農産物、これは水産物もそうでありまして、そういうものを安定さすときは、安定をどういう方向でさすかという点について私はわからないのです、基本的には、それは何と申しますか、小漁家、漁村に行きますと全くそれはみじめなものです。安定しておらない。あなたが安定しておると言うのは、物価は四・五%に押えるという意味における安定かもしれないが、生鮮食料品における安定価格というものはないのです。そういう点をひとつ聞いておるのですから、それに対する政策はないですか。

○国務大臣(宮澤喜一) それはたとえ生産者米価をきめるときに、もう三分の二は都会の賃金の上昇が、反映されるのでございまして、さうして都会の賃金が下がるなどというものはあり得ないのでございまして、米の値段というものはさうやって徐々に上がっていく、またそれを中心に農産物価格が形成されますから、やはり徐々に上がつていく、水産物についても同様だろうと思ひます。ただ、問題は、それがなるべく多く生産者に帰属しなかならないわけですが、途中の流通機構で消えてしまつたり、いろいろなことになる場合がしばしばあるので、その辺は改善の余地が大いにあると思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ、もう一問だけ。ぼくの要求した大臣が来ましたが、最後に宮澤さんにお願ひしておきますが、時間をとらずに私はこれからいよいよ自分の思うことを言おうと思つてたんですが、これでおしまひですが、いずれ機会があつたらやります、あなたの言われることは抽象的に私は納得するが、いまの日本の価格体系というものがまだ戦前のように安定してない。その安定してないときに経済成長とか、そういうことを羅列しておるような要素で四・五%、あるいは四・四%に押えられるというその具体的な問題についてこれからやりたかつた、政策論を。しかし、大蔵大臣忙しいようではございまして、さういう意図であつたということだけ御了解願つて、いづれ本予算審議のときにまたいろいろと御高見を拝聴いたしますので、きょうはこれで終わります。

じゃ、大蔵大臣にひとつお聞きしたいと思ひます。いづれまた本予算のときにゆっくりやりまから、きょうは二、三だけあなたに聞いておきたい、時間もないうちから。先ほどから経済企画庁長官、あなたのはのの主税局長その他の方々に、私じやないのですが、各委員が聞いておられたのですが、今度の減税ですね、減税については結局四十二年度は八百三億ということですが、その自然増の実情から見ると、もつと大幅な減税ができるだらうという、最初ですから大まかに常識的に考へておるのですが、その点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、いまになると、皆さんがさういふふうにおつしやられるのですが、あの七千三百億という自然増の見方は、二〇%以上の伸びを見たこととして、もういままでの見方としては、こももう三十五年以来そんなに大きい増収を見たことはないのに、相当大幅な伸びを見たことが一つ、それからまあ御承知だと思ひますが、昨年ああいう大きい減税をやつた、その影響はこしに千億円以上及んでいるのですから、それを考えますという、私どもは自然増を八千億円以上見たという気持ちでございまして。だから相当見方としては大きいという感じが、昨年は予算の編成にとりかかつたのですが、その後、年を越して選挙を終わつて、新内閣ができました、そのときにあらためていろいろ検討いたしました、御承知のように、企画庁のほうでも経済見通しについて若干の変更をしてきた、それににつれて私どもも再検討いたしました結果、税収はもう二百億円ぐらゐ見込めるだらうと

いうことで、この見込みを得る分だけ公債の発行予定を削減するという形で最後の編成を終わつたといういきさつから見ても、これで私は過去何年間と、これだけの大きい自然増を見た年はございまして、相当少な目に見たといった感じでは實際ございせんでした。

○山本伊三郎君 結論、何言われたかわからぬですね。
○国務大臣(水田三喜男君) 結局、大体妥当な見方ではないかと考へております。
○山本伊三郎君 それは妥当でなければあなたのほうでは法律は出さぬはずです。予算も組まぬはずです、おそろく。あなたは妥当と言うのだ、その事情を聞いてゐるのです。昨年は御存じのように、四十年と四十一年度の租税収入は逆に、当初の見積もりです、当初の見積もりではマイナス、ところが途中から景気が、政府から言わす公債の発行の景気刺激政策をとつたからうまかつたのだと、こゝろ言われるけれども、それは別として、さういふ税収がむしろ見込みはないという、まだ減ずるといふときでも、昨年は相当な減税をした、本年度四十一年度はね、それなのに本年はかりにこの減税、あるいは増税で、いろいろ何かうまいことばを使つておられます、増税に違ひない、印紙登録税、これは増税なんです、それが、それらを全部差し引きてこの法律が通るとしても、まだ六千億以上の自然増があるというこの数字を示されてゐる。あなたは予算説明されてゐるのです、さうすると、八百億一千億に足らない減税では――みなこれはいわゆる所得から税金を取るのですから、みな働いてもらつて税金です、それだけ。あなたは、政府はかつてに国民所得がふえたと言つけれども、さうじやないんです、みんな働いてもらつた金が国民所得として出てきてゐる、それがふえたものだから税金がふえた。国民のものです、それを国民に還元するといふのに、なぜちやうちよするのですか。しかも、まだ国債は七千億、大抵八千億で発行するといふのでしやう。私はさういふ点では

国民は納得しないと思ひます。私は国民所得の二〇%がいいか、二五%がいいか、さういふものを論じてゐるのじやない。さういふ大蔵省は考へ方を持たなければ、六千億も自然増があるのに、その間わずかに八百億程度だといふことでは、あなたが選挙でいろいろ言われたこと考へると相当不満であります、それを私聞いてゐる、妥当であるかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは昨年本格的な公債発行ということをやりました、三千億以上減税をやつたといふことと、今年度の減税、これはやはり減税としては昨年は異常な減税でございまして、これと本年度の減税といふものを、二年合せてやはり考へていただかぬと、この減税の幅が妥当かどうかという問題はきまらないのじやないか。二つを合せて考へて見ますと、三割三分といふような減税の割合といふものは、やはりこの十年間にならぬといふことになりまして、さういふ意味から申しますと、私は減税幅が非常に少ないといふことにはならぬのじやないかという気がいたします。

○山本伊三郎君 とてもそれじゃ話にならぬ。昨年、四十一年度で約二千何億かの減税がされました。それでさうやく、所得税を見て、先ほども局長がいろいろ説明されておつたが、物価の上昇その他を見ますと妥当なものだと、さう言うのです。国民の側から見ても、去年あれだけやつたから、こしはさうやらぬでもないんだという論理が私はなつておらぬと思ひます。
○国務大臣(水田三喜男君) 去年やつたからというのじやなくて、やはり減税について、昨年度と本年度の減税を合せて見ていただければ、さう不当に少ない減税ではないという気が私はいたします。で、本来から言ひましたならば、本年度は、御承知のように、経済の基調の強いときにフィスカルポリシーを行なつたところならば、さういふ立場から見ましたら減税を大きくやる年ではないといふふうな判断を私はいたしました、しかし、日本のこの所得税の現状を見ましたら、やはり

り所得税は何といつても高い。したがって、これによつて場合によつたら国債の発行の幅を狭めることもできたのでございましょうが、ある程度それを犠牲にしても、ここで所得税中心の減税はもう一年、去年に加えてやるべきだという判断から千億以上の減税をやつたといふことでもございまして、ことしのこの経済基調の強い年のやはりフィスカルポリシーという立場からも、これは批判していただかねばならぬのじゃないかと思つております。

○山本伊三郎君 大蔵大臣が言われることは、ほくは全く頭が悪いかもしれませんが、たとえば去年とことしと一緒に考へておる、そんなかつてない方ないと思ふのです。減税は、そのときの国民所得あるいはその他の状態、いわゆる経済成長その他を見て減税といふものを私は考へるべきだと思つておる。基本に、去年がよい——よいといふんです、若干やつたから、ことしはそれでしんぼりしろという方ない方は私は納得できません。そうでないかもしませんが、あなたの言ひ方は、税金を負担するといふのは、その一年における国民所得の上昇その他をながめて幾らにしたらいかがといふことではあるべきだと思ひます。しかも国債発行もするといふのでしよう。

財政需要もふえることを私は知つております。政府の予算編成におけるいろいろのことを聞いておられますけれども、しかし、減税するといふことは、何もこれは金を動かすことではない。どう国民の生活を豊かにするかが根本の政策です。われわれから言わせれば、物価を抑へ、そうして収入を多く与えるといふことはこれは政府の役目でしょう。そういうことから見て、再度繰返しますが、六千億以上の自然増があるのに、千億足らずの減税ではわれわれ了解できない。これはここで何言つても、あなたは受当だ受当だと言ひ切りましようけれども、国民の側から見たら納得できないと思ひます。もし政府が踏み切つてやるならば、わが党が言つておる課税最低限が、ことしは、四十二年度は標準世帯で七十

一万円程度だと思ひますが、それを百万円にいかなくても、それに近いものが得られるのじゃないか、そういうものを期待するといふのがわが党の主張です。財政も無視して、いたずらに人気取りの政策をやれとはわれわれは言わない。国には国の事情があります。しかし、いろいろ見まして、自然増があつたために、それだけ二百億か三百億、国債を減らすことも一つの方法でしょう、国民の借金を少なくするのだから。しかし、国債そのものには別に問題がありますけれども、これは触れませんが、減税をこの程度にしておいて、なおかつ国債をそれほど発行するといふ政府の意図が私にはわからぬのです。それについてもう一べんひとつお答え願ひます。そうしつて言ひません。

○国務大臣(水田三喜男君) 税はこつちに専門家がおりますが、私の考へはこれはしつうとでございまして、昔、吉田内閣のときに吉田総理から言われたのですが、減税といふものは、これはすす払いと同じで、年中行事たるべきものだ……。

○山本伊三郎君 あなた、自分でしつうとだと言つて、先言つてしまつたので、これは論議にならぬ。田中角榮さんみたいに、突つかかつてくる議論になるが、私はしつうとだから専門の主税局長がそばにいるからという、ぼくは技術的なことは言つてないですよ。大まかな政治論として言つておることであつて、あなたのように、これはもう昨年こつちやつた、おとしこつちやつたからといふことを論議にされるなら絶対反対です。そういうことで減税論を国会で言うことには国民が納得しませんよ。ただ、国の需要がこつちふえた、減税はこつちふえたといふけれども、こつちふえたために国債もこつちふえた、こつちふえた論であれば、これまた国民も、納得するせぬは別として、耳を傾けますが、あなたのように、昨年は多くやつたが、ことしはしんぼりせよと、まるで子供にだちんをやるような議論はそれは聞きとれない。池田さんもかつてそう言つた。この年のことを言わぬと私がやつて三年間の減税の構想がこつちふえたといふも言つたが、私はそれに反駁したことがあつた。国民生活は去年とことしと変わつてゐるのだ、物価も変わつてゐるのだ、また生活水準も変わつてゐるのだ、それに合せて国民の生活がどうあるべきかといふことで減税を論ずべきだと私は思ひます。これは間違ひであらば間違ひであるといふことで、あなたの言ひ方によつて、昨年はやつたが、ことしはしんぼりせよという、くろろと人がいるので、くろろとに聞ひてくだされ、これではあなたの基本的な考へといふものが那邊にあるのか

からない。それを聞かなければばくはこつちから入れない。

○国務大臣(水田三喜男君) もうこちらは減税はしたいほうなんです。できるだけの減税はしたいと思ふのですが、やはりそれには制約があるといふことを財政問題から言つてゐるということでもございまして。

○山本伊三郎君 まああなたに言つたところで、あなたの性格がそういう性格だから、こつちの舌が乾いてきますから、それでおきます。

では、くろろとになつてゐるらしいので、主税局長に聞きますが、今度の税制改革で印紙税、登録税の調整合理化を行なうと、説明はそうなつておりますが、これは増税じゃないですか、くろろとのあなたに聞きます。調整合理化といふのと増税とはどう違ふのですか。

○政府委員(塩崎潤君) 私どもはこんなような考へ方を持つております。登録税は、御案内のように、昭和二十三年に私どもの言つております定額税率部分の税率をきめたわけでございます。いづれ御案内申し上げることでもございまして、お医者さん、弁護士の方、公認会計士の方々の税率は、昭和二十三年の当時の物価事情あるいは所得水準のもとでやつております。印紙税は、昭和二十九年の物価事情のもとで、原則といたしまして十円という現税率をきめております。現在、物価水準も所得水準も、その後非常に違つております。これは私は増税といふよりも、むしろ現在の経済情勢に合わせたことと考へております。もしもそのまゝにしておきますれば、むしろ実質的な減税が自然に行なわれる。物価事情が変わり、あるいは所得水準が変わつておるといたしますと、たとえばお医者さんの所得は、当時から見ますとおそらく十倍くらいに上がつてゐると思ひます。けれども、当時の三千円の登録税を払ふことについては非常なつらい負担で、現在の所得水準の高いお医者さんにとりましては三千円は非常に軽い負担だ、これは時間的には非常に負担のアンバランスがあると思ひます。そんなふうに考

えますと、現在の物価事情あるいは所得水準に合
わすことは、これは決して増税ではない。現在の
経済情勢に合ふことである。これを調整合理化
と書いておきます。

○山本伊三郎君 それがぼくには率直に言つて気
に入らない。税金が、この印紙税なり登録税のい
わゆる上がることは、これは事実として認めるで
しょう。物価に合ふぬとか、いまの生活水準と
か、所得の実態に合ふぬという要素を言われる
が、しかし、上げたことは事実でしょう、これは
認めなさい。

○政府委員(堀崎潤君) 上げたと申しますか、上
がりました、政府の収入になることは間違ひござ
いません。

○山本伊三郎君 そんなことはないでしょうが。
これに該当する行為があったならば、いままで千
円で済んでいた人は二千円払うでしょう。それを
私は言っている。政府の収入がふえるだけであれ
ばそれでいいですけれども、やはり払うんでしょ
う。増税じゃないですか。これはごまかすに、
ぼくはそういふのがいやだと言ひのす。こち
らではわずかなやつを減税減税と書いて、上る
ほうは調整合理化、こう書いてある。あなたはそ
れは何とも思わぬ。おそらくそういう思想でやら
れておるから何とも思わぬけれども、一般国民か
ら見たらげんに思ひますよ。まあこういう論議
は別として、考え方はね、あなたはどうか考へてお
られるかしらぬけれども。そこで、調整合理化と
いうのは、ぼくの言ひたいのは、この財源は百五
十一億ですか、一方の不合理なところとつたやつ
を所得減税の多いのに回すとか、そうするなら
私は調整合理化というやつは何もかも納得するの
ですが、先ほど大臣に聞いたように、昨年度より
も半分以下の減税、そういうものをやっておきな
がら、こちらのほうでよけいとする。あなたから言
わせれば調整合理化、私から言へば増税、こうい
うことになるのです。それはあなたは、印紙税
はどうかと思ひますけれども、あれが上がること
によって相当一般大衆というやつは、ここから出

せば十円や二十円、三十円は知れたもんだけれど
も、やはり相当影響がある場合があるのですよ。
だから、こんなものは簡単に、調整合理化だから
当然だというふうな考え方については、私は納得
できない。

○政府委員(堀崎潤君) まあ、確かに政府の増収
になる点を増税と言われるように思ひますが、私
どもはこの増収が、主税局長ですから考へが狭い
かもしれせんけれども、課税最低限十萬円の引
き上げの一部に充てられた、かように考へており
ます。自然増収は七千三百五十億圓ございまし
たけれども、私どもに割り当てられました減税をさ
まかなう場合に、できるだけ税制の中で財源をさ
がしなさいというふうなことは、私ども常に言わ
れていてございまして。したがって、さが
すといひますれば、どういふところにあるか、
これは私ども専門家の当然のつとめでございますし
て、私どもといひましては、一つは常にこゝで
言われております利子配当のふたつは特別措置の中
に百五十億圓ばかり、さらにもう一つは、昭和二
十三年あるいは二十九年から据置されておしま
すところの定額税率部分のところに印紙税、登録
税の一つの財源を見出しまして所得税の減税をし
た、こういうふうにお考へになつていただきたい
のでございまして。

第二に、これが国民大衆に相当の影響を来たす
のではないかと御質問でございます。御案内
のうちに、印紙税、登録税の転嫁関係はきわめて
むずかしい税金で、私どももその転嫁関係がむず
かしいゆゑに、これをまた流通税というふうな名
で呼んでおります。また大部分がこれが企業の負
担になるものでございまして、これが必ずしも
直ちに商品価格の中に反映するといふふうにも考
えられせん。さらにまた登録に對する登録税の
引き上げのようなのは、事務的比較をいたしま
しても、これは所得のうちに償却されるような
もの、そういうものを言うわけでございます。
もう一つは、多分に商業登記とか、あるいは増資
とか、企業が負担いたしますにいたしまして、

偶発的な、毎年毎年やっている商品コストの中に
織り込めるような、原価計算の中に算入できるよ
うなものではございせん。こういふことを考
えますと、私は大部分この引き上げは企業の利益
の中から支払われる、そういう意味では私は、
法人税の引き上げは物価には影響しないというよ
うなことが言われておりますに準じまして、こ
の引き上げが物価騰貴に影響を及ぼす、あるいは
国民大衆の方々に影響をするというふうなことは
ない。印紙税のたゞ受取り書の免税点を三
千円から一萬圓に引き上げるといふことは、むし
ろ国民大衆にいい影響を来たすのではないかと、こ
んなふうに見ております。

○山本伊三郎君 これは時間がないから、論議し
ていたら仕方がないですがね、物価に影響がない、
影響がないと言はれても、いゝゆる、その物の動
く過程で吸収されるという仕組みだと言ひが、そ
れはそうではない。それは大きく見ればやはりみ
な物価にこれは重ねられてきます。これは百三十
二億圓くらいの問題であるから、これは触れら
れるものはなかなかあらわれてこないけれども、
いまの自由主義経済においては、そういうものが
全部やはり物価にあるいはその他の問題に上積みさ
れてくることは、これはあなた方がどう言つても
事實はそうなる。商人は収入が上がつたら収入
だけで負担をしよう、利益のある人であればいい
けれども、利益のない人、中小企業であれば、や
はりコストに影響します。それはどの程度影響す
るかとは別ですよ。全然それがゼロであるといふこ
とは私は考へない。これはあなたと見解が対立す
るところだと思ひ。しかし、それにいたしまして
も、増税であることはこれは間違ひない。あなた
がそう言はれても、政府の収入がふえただけであ
ると言ひけれども、やはり、それに該当する者
は、よけい払うのでしょう。その支出は、百三十
二億はだれが国民の中から多く払っていることは
事實だから、政府の収入だけふえて何もお前らに
影響はないといふあなた方専門家の論議は私は聞
き取れないのだが、政府の収入だけふえて、国民

に何もそういう影響はない、こうおっしゃるので
すか。

○政府委員(堀崎潤君) 私は決してそういうふう
な意味で言つておるのではありません。確かに
政府と他の経済部門、つまり家計、企業、この二
つのうちから政府に百五十億圓ばかりの収入をい
ただくわけでございますから、そこに増収という
要因がございまして、私は税制的に申しましてこ
れを増税と考へていない。調整合理化、あるいは
また一つ所得税の減税財源を満たす方法だ、こ
ういふふうに申したつもりでございます。

○木村謙八郎君 関連して、簡単に。税負担率の
中に入るといふ、増収分。それならやはり税負
担率はそれだけふえるんじゃないですか。

○政府委員(堀崎潤君) 確かにおっしゃる通りに
税負担率はふえます。しかし法人税を引き上げ
る、あるいは利子所得に對する減税率を引き上げ
た場合には、負担率に入りまして、それはおそ
らく物価にも影響ないような考へが出来るのでは
ないかと思ひます。流通税という性格のものは、
最終的な転嫁の状況がなかなかつかめませんけ
ども、そういう意味では必ずしも直接物価に影
響するものではない、商品価格に直ちに転嫁され
るものでもない。多分に企業の利益のうちから支
払われるものが相当多い、あるいは所得のうちか
ら長年かかつて、たとへば人的資格の登録のよう
なものは償却されていくような性質のものではな
いか、こんなふうに見ておるのでございまして。

○木村謙八郎君 われわれに出した資料はちゃん
と増収分を差し引いて八百三億というふうに出
ているじゃないですか。

○政府委員(堀崎潤君) この八百三億というの
は、慣例によりまして繰越減税から増収になる分を
差し引くという意味で、私どもは純減税という
かつこうで出しておりますが、正確に言ひならば
千百億圓を減税と直して出してもいいと思ひま
す。

○山本伊三郎君 そういうテクニクの問題は私
は言つていない。大臣が言つたように、本年の減

度でございます。これは本年四月三十日で期限が切れますので、このほうは法律の施行後最初に利用できる機会から適用するということで、源泉選択でございますから五月一日から適用することになります。ところが、もう一つの少額配当につきましては、五万四以下の配当ならば申告をしなくともよろしいし、課税所得にも入れませんという特例を設けたわけでございます。その考え方は、所得税は御案内のように一暦年の課税でございますので、総所得に算入しない配当についても四十一年の十二月三十一日までに支払ひを受けるべき

○山本伊三郎君　その経過、てんまつは聞いておりますから私はそれ以上責めませんが、これに私自身まだ若干疑義があると思うのです。おそらく国会が解散をされておるし、法律案を出すという機会もないとか、そういうことも私はまだ非常に好意を持って考えておるのです。それをいまのようないふテクニクの中で法律適及の原則と申しますか、現在、法律は切れておる、それが手続であらうと何であらうと、いいほうのものだから問題はないが、不利益をこうむるほうの問題であれば国会議論はこれでおさまりませんよ。これは法律的な話かもしれませんが、これは衆議院で何かだといふ責められてあやまつたとかあやまらぬとか、こういう話がありますから、そういう問題がありますから、そういう点はまだ私は納得できないが、きょうは私はやりません。

それよりも問題は、第八条の第三項及び第二項の中の昭和四十二年四月三十日に期限の切れるやつを、なぜこの中でやらなければならぬかと云うことが法律論からいつて問題がある。この前言つたのと違ふ。国会は開会されている。いつでも出せる。しかも、第八条の三というのは配当の分離課税に対する特例のやつですが、まだ一カ月も審議期間があるのに、これをこの中に含めて、たゞたと一緒に通してしまおうという考え方は絶対に承服できない。たとえ、二カ月でも期限延長、法律で期限を付するということは、時限立

○政府委員 塩崎潤吉）くろうと筋でございますが、ひとつ技術的な点でございます。これは非常な法律形式的な問題でございますして、一言御説明申し上げたいと思います。確かに山本先生のおつしやるように、この八条の三についてだけ別扱いにいたしまして、現在のような多忙なときしゃんなくて、この法律を提出する機会が四月のなかばごろにでも出して、これを別途に単独審議するということも可能だと思えますし、そういうことも十分考えられるところでありますが、むしろそのほうが適当だというお話のようであります。これは全体といたしましては、配当所得に対する課税をどうしようかという問題に全部からまっているわけがあります。先ほど来申し上げておりますように、配当の源泉選択、あるいは少額配当の特例、この二つを合わせてひとつお考えいただきたい。そういう意味で、現在、法律案を提案

申し上げることが私は適當ではないかというのが第一の理由であります。第二の理由といたしまして、やはりこういった結論をいたしまして、できてだけ早い機会にこういう措置をするのだという、ことをひとつ納税者に明らかにして、いまから予測いたしまして、株式の保有あるいは株式の処分、これらをきめさすことがより適當であらう、こんなふうな感じを第二の理由といたしてございまして。第三の理由といたしまして、やはりこれは租税特別措置の一環でございますので、こういった機会に、法形式でもひとつ租税特別措置法の中に入れていただいで御審議をいただいたほうがいいという、こういう気持ちで私どもはやはり一休

○國務大臣(水田三喜男君) 私は専門家でござい
ませんが、さつき御質問のこの手続の問題も、実
は法制局の審議も経た、法律的に違法ではないとい
うことで国会に提出して御審議を願つたんです
が、これもああいふ御指摘を受けますと……。そ
こで、結局こういふ問題は、法理論の問題ではござ
いませんで、昨年の暮れに国会へ提出しておけい
ば、この疑義がなくて済んだと思うんですが、い
まあなたがおっしゃられたように、選挙を予期し
てない、解散を予期しないというような昨年のあ
れでございましたから……(それを問題にしてい
るんじゃない」と呼ぶ者あり) そういうことです
から、もう法理論でどうこうじゃなくて、御指摘
を受けたことについて、われわれのほうは確かに
これは適切じゃなかったと言つて遺憾の意を表し
たのであります。いまこちらの問題も一応はそ
ういふ形で法律家の手は経ておるんでございま
すが、いまと同じようなことで、これは適切でない
といういろんな問題がございましたら、これはい
ふ一番いい方法で善処したいと思ひます。

○山本伊三郎君 きょうはあつさり大蔵大臣言われましたが、それじゃこらで立たなくちゃしょうがない。第八条の三第一項については、専門家は要らぬことを……大臣がそう言うたんだから。それじゃ一応本院でこれは別に切り離してやるということを承認されたと、こう考えていいのですね。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、いまこれはそう簡単にいかないことで、私はそれは一番いい方法で善処したいと言ったんですが、いまこの第八条の三というものを特別に取り出して、これを別提出出するということは、なかなか技術的にはむずかしいようでございますので、これはまあひとつ

いまのことばを取り消させていただきます。

○山本伊三郎君　これは、あんたがあつさりそう言うたんで、私は敬意を表して立つて確認したんです。そうすると、隣から専門家が——くらうとでですか、それは問題があることは知っていますよ。こちらはさきに知っておるんですよ。あんた、大蔵大臣ものわかりがいいと思つて、私は立つて確認したら、それはあとからそうはいかない、そういうことじゃこれは困りますよ。

○国務大臣（水田三喜男君）　ものわかりがよかつたんじゃないくて、もう……。

○山本伊三郎君 いやいや、ものわかりの問題じゃない。主税局長ね、あなたはそういう技術的なことを言うけれども、国会というものは、この第八条の三項以外のものでも、国会にそのものの改正案を出して審議するというのが当然なんです。よ、改正されるやつは。ただ、期間がないので、その間、問題が、いややつも悪いやつも中にはあります、だから一括していわゆるこの法律をつくったんだ。期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案というのを出した。こういう法律を出さずに、租税特別措置法の各条文に——たてまえですよ——おのれの改正案を出すべきなんです。出して、期限を延ばすなら延ばすということを法律で改正するのが当然ですよ。日にちがないので、とにかく五月の末まで延ばそうということの措置でしょう、これは。あとからまた改正案出すんでしょう。もう出ていると思います。

○政府委員(埴崎潤君) 租税特別措置法は租税特別措置法全体といたしまして、いすれまた改正法律案を提案することにしたしております。しかしながら、租税特別措置法は租税特別措置法として一つの体系を持ていつも御審議願っております。租税特別措置法全体の内容を規定するものとございます。したがしまして、各条ばらばらに御提案申し上げます。これを御審議受けたことはございませぬ。一体といたしまして、租税特別措置法は私どもいかなる意味におきましても全体とし

て御審議をいただいているということが事実だと思ひます。したがひまして、この時期は少し早目だと言われれば早目でございますが、あまりおそく出してもむしろしかれるのでありまして、いまごろ出すこと自体私は決して間違つておるとは考へておりません。

○山本伊三郎君　これはいよいよ論議がそうなつてくるが、あなたはそう言うが、まあ暫定措置置いた。先ほど言ったように二カ月でも延ばすということだ。これは、租税特別措置法の実体を変えることだ、言いかえれば、二カ月はそのまゝいくんだと言う。そもそも最初にこの立法をしたときに、昭和四十二年の三月三十一日までではやるべきであるということだ、国会の承認を得た、あの法律は。すべてここに出ているやつはね。それを二カ月でも一年でも延ばすときは租税特別措置法の各条であるとかどうかを、その期限の切れるものについて、こういう理由で延ばすのだということを、いろいろ国会で論議をして延ばすというのが、これは国会のあり方ですよ。法律のあり方です。二カ月ぐらいいだから、まあ暫定的にいいんじゃないかということ自体にもわれわれ問題あるんだから。しかし、もう期限もすでにきているから、これを、一々租税特別措置法の各条について論議をしておつては時間がないだろうし、困った事態もあるから、それは認めてもいいという気持ちはあるんだ、気持ちにはね。しかし、第八条の三項はまだ一カ月もあるというんですよ。その一カ月もあるや

初私の質問に対して大蔵大臣が答えたように、これは除外をして提出する、し直してもらふ。そうでなければわれわれとしては承服はできません。あしたの審議もこれが解決しない限りはこれは入りませんよ。

○国務大臣（水田三喜男君） これは確かに御審議が早過ぎるといへば早過ぎるかもしれないが、しかし、これはもうあらためてこれを抜き出してこれから御審議を願うというまでのこともないと、これはまあ……。

○山本伊三郎君 早過ぎるとか、おそ過ぎるといふ問題じゃないですよ。それならば、これはまあ一カ月あとだけれども、六カ月あとの期限のものでもやれるかという問題です。まあ法理論からしてやれるでしょう。そうすると、国会がある場合でも、なかった場合のものまでも、国会があるときにやっておけというふうなことになる、これはもう税金の問題ですからね。そういうものを一カ月も余裕を置いて、期限の延長だけを——だけですよ。はっきり内容が入っているのは別ですよ。審議をいたしますよ。そういうものを出して、早過ぎたからといって、人に借金を返すのに、期限より早く返したからそれでいいというふうな考え方では、これはだめですよ。本質論が入ってない。だから、最初あんたが言われたとおりにしないう限り私は絶対、承服できない。何時間でもこれでがんばりますよ。あした一日でもやりますよ。

○國務大臣(水田三喜男君) まあこれはよろしく
お願いします。この二カ月、三カ月ということじゃ
なくて、一緒にまとめて期限のあるものをこう
いう措置をとるといふ、四月、あと一カ月の間の
ことでございますから、これはまあお願いしま
す。

○山本伊三郎君 あんた、まるでこんなものをおもしろ半分にやっていると思つたら大周違いですよ。将来にも影響ありますよ。これは国会の開會中、審議期間もあるのに、ほかの、二日か、あした一日できめるやつと一緒に出して、本則の審

議も抜かして延ばすんだ、そういうことで一月先出したからいいじゃないか——先へ出すのはいいんですよ。その法律自体を改正するというやつは幾ら早く出してもいいんですよ。審議期間を長くしたらいいんです。ただ、期限を長く延ばすということだけをここで早く出したい、やれということはできませんよ。だから委員長に言いますかね。これは私、初めて来てこんなことを言うと、どうも今後評判が悪くなるかもしれないけれども、これはもう本筋の問題でありますから、これは大蔵大臣に言つたつて水かけ論になりますから。そういうことじゃだめです、にこにこ笑つて。これは理事の間で……。

○国務大臣(水田三喜男君) 四月三十日のこととして、これがそう不当な出し方かどうか御判断を願います、これは。

○柴谷要君 今回の暫定措置法の延期の問題については、これは何といつても政府側に重大なミスがあることは衆議院の審議の過程でわかつていると思う。まあ八条三項の問題は、たゞいま山本委員の指摘された問題は衆議院でも問題にならなかつた。しかし、慎重に考えますと、やはりこれも大蔵省のミステークだと思う。昨年十二月三十一日で切れている問題、それから本年三月三十一日で切れる問題、それから四月三十日で切れる、こう三通りを一つの法律で出してきたといふところに無理がある。これは大臣も事直に認められて、これに対する態度を明白にいたしましたと、あすの審議に支障を来たします。さりとて、山本委員がこれ以上この問題について質問を続行してやりとりをしていこうという決意はないようです。理事会におまかせ願うと、こういう御発言がありましたので、十分に理事会で検討して、しかるべき処置を打ち出したいと思う。その上であすの審議の冒頭なりに大蔵大臣にも御出席をいただいて、態度を明らかにしていただくかもしれない。これはまあ理事会の問題として取り上げていきたい、そういうふうに考えますので、委員長、しかるべき処置を願います。

続いて木村先生のほうからひとつ何かあるよう
ですから。

○木村種八郎君 二つ大蔵大臣に伺っておきたい
のです、簡単ですか。

一つは、主税局長もいますから、主税局長に意
見を聞いてもけっこうですから。先ほど答弁あり
ましたが、四十一年度の補正を組んだあとの自然
増収、それは幾らで、そしてその分は公債発行を
今後さらに減らすのかどうか、公債発行をね。と
にかくそれだけ自然増収、よけいあるのですか
ら。これまで六百億減らすことにしましたね、七
千三百億というものを六百億減らす、そうする
と、六千六百億くらいになるのですか、四十一年
度。その点はつきりしてください。自然増収が四
十一年度は相当あるから、それは今後さらに見通
されるのでしょうか。それを剰余金として回さない
で公債発行を減らすように、むずかしいようです
が、その点をどれだけ減らすのか、その点を一
つ。

もう一つは、これはこれから調べて答弁しても
らいたいのですが、その結果によってこれはまた
質問しますが、もう一つはこうなんです。昭和三
十八年度及び三十九年度の決算純計表について、
われわれに財政法二十八条によって提出している
資料がございます、大蔵省の。その大蔵省の純計
表と会計検査院の純計表との間に非常な違いがあ
るわけですよ。歳出における重複額は、三十八年
度三百三十五億、三十九年度四百五十四億円、こ
れだけ大蔵省のほうが多いのです。その結果、当
然、純計額は、三十七年度以前と異なつて会計検
査院のほうが多いのです。この点はどうしてそ
ういうことになるか、これはその理由をはつきり
調べてください。会計検査院の純計と大蔵省の純
計と違ひのです。そうしてわれわれに財政法二十
八条に基づいて出してくる、そういう資料が、こ
れは正確を欠いているとすれば大きい問題ですか
らね。どうして会計検査院の純計と大蔵省の純計
が違ひか、その理由です。これを明らかにしてい
ただきたい、調べてあともいいのですから。こ

れは今後の質問として残しておきたいと思うので
すから、この点あとで調べて、その結果によつて
また質問いたします。

○委員長(竹中恒夫君) 両案に対する審査は、本
日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十六日)

一、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税
の源泉徴収の臨時特例に関する法律案
一、期限の定めのある国税に関する法律につ
き当該期限を変更するための法律案

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律
日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十
五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第二
項」を「第四十三條の十三第三項」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出
することができる。

第四十三條の八第一項中「作成し」の下に「当
該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを」
を加える。

第四十三條の九第一項中「作成し」の下に「当
該報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、
「遅滞なく」の下に「これを」を加える。

第四十三條の十三第一項各号を次のように改め
る。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産
及びたな卸資産の額の合計額が増加したとき
は、その増加額に相当する金額からこれらの
資産の増加に伴う長期借入金(次条第三項た
だし書の規定により借り換えた短期借入金を
含む。以下この条において同じ。)の増加額に
相当する金額を控除した金額

二 当該事業年度において長期借入金が増加し
たときは、その減少額に相当する金額から当
該事業年度における前号の資産の額の合計額
の減少額に相当する金額を控除した金額

第四十三條の十三中第三項を第四項とし、同条
第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同
条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
2 前項第一号に規定する長期借入金の増加額又
は同項第二号に規定する長期借入金の減少額の
計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三條の十四第一項中「政府から」を削り、
同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条
第四項中「但書」を「ただし書」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本専売公社法第四十三條の十三の
規定は、昭和四十二年以後の決算について適
用する。

第二号中正誤

ペシ 段行 誤 正
一四九 説明員

昭和四十二年四月八日印刷

昭和四十二年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局